

重要度分類表の変更点について

2022/5/13 ヒアリング資料	今回ヒアリング資料	備考

比較表において、相違理由を類似化したものについて以下にまとめて記載する。

相違 No.	相違理由
①	波及的影響を考慮すべき施設の拡充及び影響範囲の変更に伴う設備の追加・削除
②	設計進捗に伴う名称変更，設備の細分化，記載の適正化
③	第2回補正申請以降の対象設備の変更に伴う適正化

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (1/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
S *7 クラス	(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁	S S	隔離弁を閉とするに必要となる電気計装設備	S	原子炉圧力容器 ・支持スカーフ ・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉圧力容器 ・ペデスタル ・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物	S S S S	ガンマ線遮蔽壁 ・中央制御室天井照明 ・1号機排気筒 ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建物 ・1号機廃棄物処理建物 ・2号機南側切取斜面 ・2号機西側切取斜面	S S S S S S S S S S

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (1/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
S *7 クラス	(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁	S S	隔離弁を閉とするに必要となる電気計装設備	S	原子炉圧力容器 ・支持スカーフ ・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉圧力容器 ・ペデスタル ・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物	S S S S	ガンマ線遮蔽壁 ・中央制御室天井照明 ・1号機排気筒 ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建物 ・1号機廃棄物処理建物 ・2号機南側切取斜面 ・2号機西側切取斜面 ・仮設耐震構台 ・建物開口部竜巻防護対策設備 ・土留め工（親杭）	S S S S S S S S S S S S S S S S

①の相違  
仮設耐震構台、土留め工（親杭）：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映  
  
建物開口部竜巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (2/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設 (ii)使用済燃料 を貯蔵するた めの施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5			
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動		
*7 Sクラス	(ii)使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料プールの 使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プールの水補給設備(残留熱除去系(燃料プールの水の補給に必要な設備)・非常用電源及び一セル系電機及びその冷却系・補助設備を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 非常用電源の燃料油系を支持する構造物*8 取水槽	S	原子炉建物天井 クレーン 燃料取扱機 制御棒貯蔵ハンガ ー チャネル着脱装置 耐火障壁 中央制御室天井照 明 チャネル取扱ブ ーム 取水槽ガントリク レーン 除じん機 1号機排気筒 1号機原子炉建物 1号機タービン建 物 1号機廃棄物処理 建物	S	S	
			S		S		S		S		S	S	
			S		S		S		S		S	S	S
			S		S		S		S		S	S	S
			S		S		S		S		S	S	S
			S		S		S		S		S	S	S
			S		S		S		S		S	S	S
			S		S		S		S		S	S	S
			S		S		S		S		S	S	S
			S		S		S		S		S	S	S

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (2/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設 (ii)使用済燃料 を貯蔵するた めの施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5			
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動		
*7 Sクラス	(ii)使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料プールの 使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プールの水補給設備(残留熱除去系(燃料プールの水の補給に必要な設備)・非常用電源及び一セル系電機及びその冷却系・補助設備を含む)	S	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	原子炉建物 制御室建物 廃棄物処理建物 タービン建物 非常用電源の燃料油系を支持する構造物*8 取水槽	S	原子炉建物天井 クレーン 燃料取扱機 制御棒貯蔵ハンガ ー チャネル着脱装置 耐火障壁 中央制御室天井照 明 チャネル取扱ブ ーム 取水槽ガントリク レーン 除じん機 1号機排気筒 1号機原子炉建物 1号機タービン建 物 1号機廃棄物処理 建物	S	S	
			S		S		S		S		S	S	
			S		S		S		S		S	S	S
			S		S		S		S		S	S	S
			S		S		S		S		S	S	S
			S		S		S		S		S	S	S
			S		S		S		S		S	S	S
			S		S		S		S		S	S	S
			S		S		S		S		S	S	S
			S		S		S		S		S	S	S

①の相違  
仮設耐震構台，土留め工（親杭）：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
防護対策設備：竜巻，火山，溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (3/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5		
		耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動	適用範囲	検討用 地震動
S *7 クラス	(iii)原子炉の緊急停止のため に急激に負加 反応度を付加 するための施 設及び原子炉 の停止状態を 維持するため の施設	S	制御棒、制御棒 駆動機構及び制 御棒駆動水圧系 (スクラム機能 に関する部分) ・ほう酸水注入系	S	炉心支持構造物 ・非常用電源及び 計装設備(ダイ セゼル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む) ・チャンネル・ボ ックス	S	機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物*8 ・取水槽	S	耐火障壁 ・中央制御室天井照 明 ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号機排気筒 ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建 物 ・1号機廃棄物処理 建物 ・電巻防護対策設備*9 ・復水貯蔵タンク遮 蔽壁 ・その他*10	S
			②		②		②		S		S	S

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (3/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5		
		耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動	適用範囲	検討用 地震動
S *7 クラス	(iii)原子炉の緊急停止のため に急激に負の 反応度を付加 するための施 設及び原子炉 の停止状態を 維持するため の施設	S	制御棒、制御棒 駆動機構及び制 御棒駆動水圧系 (スクラム機能 に関する部分) ・ほう酸水注入系	S	炉心支持構造物 ・非常用電源及び 計装設備(ダイ セゼル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む) ・チャンネルボ ックス	S	機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物*8 ・取水槽	S	耐火障壁 ・中央制御室天井照 明 ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号機排気筒 ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建 物 ・1号機廃棄物処理 建物 ・防護対策設備*9 ・復水貯蔵タンク遮 蔽壁 ・仮設耐震構台 ・建物開口部電巻防 護対策設備 ・土留め工(親杭) ・その他*10	S
			②		②		②		S		S	S

①の相違  
仮設耐震構台、土留め工(親杭):「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部電巻防護対策設備:「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
防護対策設備:電巻、火山、溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更

チャンネルボックス:設備名称の適正化



表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (4/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 <sup>*1</sup>		補助設備 <sup>*2</sup>		直接支持構造物 <sup>*3</sup>		間接支持構造物 <sup>*4</sup>		波及的影響を 考慮すべき施設 <sup>*5</sup>	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 <sup>*6</sup>
S クラス <sup>*7</sup>	(iv) 原子炉停止 後、炉心から崩 壊熱を除去す るための施設	原子炉隔離時冷 却系	S	当該設備の冷却 系(原子炉補機 冷却系(原子炉 補機海水系を含 む)、高圧炉心ス プレイ補機冷却 系(高圧炉心ス プレイ補機海水 系を含む))	S	機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物 <sup>*8</sup> ・取水槽	S	耐火隔壁 ・中央制御室天井照 明 ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号機排気筒 ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建 物 ・1号機廃棄物処理 建物	S S S S S S S S S S S
		残留熱除去系 (原子炉停止時 冷却モード運転 に必要な設備) ・冷却水源として のサブレッショ ンチェンバ	S	非常用電源及び 一ゼル発電機及び 計装設備(ディ ーゼルの冷却系・ 補助設備を含 む) ・当該施設の機能 維持に必要な換 気空調設備	S		S	・耐火隔壁 ・中央制御室天井照 明 ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号機排気筒 ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建 物 ・1号機廃棄物処理 建物 ・ <b>竜巻防護対策設備<sup>*9</sup></b> ・ <b>復水貯蔵タンク遮 蔽壁<sup>*10</sup></b> ・その他 <sup>*10</sup>	② S S S S S S S S S S S		

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (4/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 <sup>*1</sup>		補助設備 <sup>*2</sup>		直接支持構造物 <sup>*3</sup>		間接支持構造物 <sup>*4</sup>		波及的影響を 考慮すべき施設 <sup>*5</sup>	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 <sup>*6</sup>
S クラス <sup>*7</sup>	(iv) 原子炉停止 後、炉心から崩 壊熱を除去す るための施設	原子炉隔離時冷 却系	S	当該設備の冷却 系(原子炉補機 冷却系(原子炉 補機海水系を含 む)、高圧炉心ス プレイ補機冷却 系(高圧炉心ス プレイ補機海水 系を含む))	S	機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物 <sup>*8</sup> ・取水槽	S	耐火隔壁 ・中央制御室天井照 明 ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号機排気筒 ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建 物 ・1号機廃棄物処理 建物	S S S S S S S S S S S
		残留熱除去系 (原子炉停止時 冷却モード運転 に必要な設備) ・冷却水源として のサブレッショ ンチェンバ	S	非常用電源及び 一ゼル発電機及び 計装設備(ディ ーゼルの冷却系・ 補助設備を含 む) ・当該施設の機能 維持に必要な換 気空調設備	S		S	・耐火隔壁 ・中央制御室天井照 明 ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号機排気筒 ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建 物 ・1号機廃棄物処理 建物 ・ <b>防護対策設備<sup>*9</sup></b> ・ <b>復水貯蔵タンク遮 蔽壁<sup>*10</sup></b> ・ <b>仮設耐震構台<sup>*11</sup></b> ・ <b>建物開口部竜巻防 護対策設備<sup>*12</sup></b> ・ <b>土留め工(親杭)<sup>*13</sup></b> ・その他 <sup>*10</sup>	② ① S S S S S S S S S S S		

①の相違  
仮設耐震構台、土留め工(親杭):「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備:「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
防護対策設備:竜巻、火山、溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (5/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5	
		耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動	検討用 地震動
S *7	(v) 原子炉冷却材圧力バウンス破損事故後、炉心から前線熱を除去するための施設	S	・非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心スプレイ系 2) 低圧炉心スプレイ系 3) 残留熱除去系 (低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 ・冷却水源としてのサブプレッショナルチェンバ	S	・当該設備の冷却系 (原子炉補機冷却系 (原子炉補機海水系を含む)、高圧炉心スプレイ補機冷却系 (高圧炉心スプレイ補機海水系を含む)) ・非常用電源及び計装設備 (ディーゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む) ・中央制御室遮蔽及び中央制御室換気系 ・当該施設の機能維持に必要な換気空調設備	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物** ・取水槽	S S	・耐火障壁 ・中央制御室天井照明 ・取水槽ガントリクレーン ・除じん機 ・1号機排気筒 ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建物 ・1号機廃棄物処理建物 *9 ・電送防護対策設備 *9 ・復水貯蔵タンク遮蔽壁 *10 ・その他
		S		S		S		S S	②	S S	

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (5/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5	
		耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動	検討用 地震動
S *7	(v) 原子炉冷却材圧力バウンス破損事故後、炉心から前線熱を除去するための施設	S	・非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心スプレイ系 2) 低圧炉心スプレイ系 3) 残留熱除去系 (低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 ・冷却水源としてのサブプレッショナルチェンバ	S	・当該設備の冷却系 (原子炉補機冷却系 (原子炉補機海水系を含む)、高圧炉心スプレイ補機冷却系 (高圧炉心スプレイ補機海水系を含む)) ・非常用電源及び計装設備 (ディーゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む) ・中央制御室遮蔽及び中央制御室換気系 ・当該施設の機能維持に必要な換気空調設備	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物** ・取水槽	S S	・耐火障壁 ・中央制御室天井照明 ・取水槽ガントリクレーン ・除じん機 ・1号機排気筒 ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建物 ・1号機廃棄物処理建物 *9 ・防護対策設備*9 ・復水貯蔵タンク遮蔽壁 *10 ・仮設耐震構台 ・建物開口部電巻防護対策設備 ・土留め工 (親杭) ・その他
		S		S		S		S S	②	S S	

①の相違  
仮設耐震構台、土留め工 (親杭) : 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部電巻防護対策設備 : 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
防護対策設備 : 電巻、火山、溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (6/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
*7 Sクラス	(v)原子炉冷却 材圧力バウン ダリ破損事故 の際に、圧力障 壁となり放射 性物質の放散 を直接防ぐた めの施設	原子炉格納容器 ・原子炉格納容器 ・パウンダリに属 する配管・弁	S S	隔離弁を閉とす るに必要な電気 計装設備	S	機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物	S S S	原子炉ウエルシ ールドフラグ ・中央制御室天井照 明 ・格納容器空気置換 排風機 ・1号機排気筒 ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建 物 ・1号機廃棄物処理 建物 ・2号機南側切取斜 面 ・2号機西側切取斜 面	S S S S S S S S S S S	

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (6/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
*7 Sクラス	(v)原子炉冷却 材圧力バウン ダリ破損事故 の際に、圧力障 壁となり放射 性物質の放散 を直接防ぐた めの施設	原子炉格納容器 ・原子炉格納容器 ・パウンダリに属 する配管・弁	S S	隔離弁を閉とす るに必要な電気 計装設備	S	機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物	S S S	原子炉ウエルシ ールドフラグ ・中央制御室天井照 明 ・格納容器空気置換 排風機 ・1号機排気筒 ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建 物 ・1号機廃棄物処理 建物 ・2号機南側切取斜 面 ・2号機西側切取斜 面	S S S S S S S S S S	
										<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設耐震構台</li> <li>・建物開口部竜巻防 護対策設備</li> <li>・土留め工（親杭）</li> </ul>	S S S S

①の相違  
仮設耐震構台，土留め工（親杭）：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (7/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 <sup>*1</sup>		補助設備 <sup>*2</sup>		直接支持構造物 <sup>*3</sup>		間接支持構造物 <sup>*4</sup>		波及的影響を 考慮すべき施設 <sup>*5</sup>	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
*7 Sクラス	(vi)放射線物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するたための施設であり、Sクラス(vi)以外の施設	残留熱除去系(格納容器冷却モード及びサブレーションポンプ)	S	当該設備の冷却系(原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む))	S	原子炉建物	S	原子炉建物	S	耐火障壁	S
		ド運転に必要な可燃性ガス濃度制御系	S	非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む)	S	制御系(原子炉補機)	S	制御系建物	S	中央制御室天井照	S
		原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)	S	当該施設の機能維持に必要な換気空調設備	S	原子炉建物	S	廃棄物処理建物	S	明	S
		非常用ガス処理系(排気筒(非常用ガス処理系常用ガス処理系)含む)	S			タービン建物	S	排気筒	S	復水輸送系配管	S
		原子炉格納容器圧力抑制装置(ペント管)	S			非常用電源の燃料油系を支持する構造物 <sup>*8</sup>	S	排気筒	S	復水配管	S
		冷却水源としてのサブレーションポンプ	S			取水槽	S	非常用電源の燃料油系を支持する構造物 <sup>*8</sup>	S	取水槽ガントリクレーン	S
								主排気ダクト	S	除じん機	S
								高光度航空障害灯	S	管制器	S
								1号機排気筒	S	1号機原子炉建物	S
								1号機タービン建物	S	1号機タービン建物	S

②

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (7/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 <sup>*1</sup>		補助設備 <sup>*2</sup>		直接支持構造物 <sup>*3</sup>		間接支持構造物 <sup>*4</sup>		波及的影響を 考慮すべき施設 <sup>*5</sup>	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
*7 Sクラス	(vi)放射線物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するたための施設であり、Sクラス(vi)以外の施設	残留熱除去系(格納容器冷却モード及びサブレーションポンプ)	S	当該設備の冷却系(原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む))	S	原子炉建物	S	原子炉建物	S	耐火障壁	S
		ド運転に必要な可燃性ガス濃度制御系	S	非常用電源及び一ゼル発電機及びその冷却系・補助設備を含む)	S	制御系(原子炉補機)	S	制御系建物	S	中央制御室天井照	S
		原子炉建物原子炉棟(二次格納施設)	S	当該施設の機能維持に必要な換気空調設備	S	原子炉建物	S	廃棄物処理建物	S	明	S
		非常用ガス処理系(排気筒(非常用ガス処理系常用ガス処理系)含む)	S			タービン建物	S	排気筒	S	復水輸送系配管	S
		原子炉格納容器圧力抑制装置(ペント管)	S			非常用電源の燃料油系を支持する構造物 <sup>*8</sup>	S	排気筒	S	復水配管	S
		冷却水源としてのサブレーションポンプ	S			取水槽	S	非常用電源の燃料油系を支持する構造物 <sup>*8</sup>	S	取水槽ガントリクレーン	S
								主排気ダクト	S	除じん機	S
								高光度航空障害灯	S	管制器	S
								1号機排気筒	S	1号機原子炉建物	S
								1号機タービン建物	S	1号機タービン建物	S

②

①

①の相違  
仮設耐震構台、土留め工(親杭):「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備:「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
防護対策設備:竜巻、火山、溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更



表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (8/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
*7 Sクラス	(viii)津波防護機能 を有する施設及び浸水防 止機能を有する設 備	防波壁	S	隔離弁を閉とす るに必要な電気 計装設備	S	機器・配管等の 支持構造物	原子炉建物	S	原子炉建物	S	中央制御室天井照 明
		防波壁通路防波 扉	S				制御室建物	S	循環水系配管	S	
		屋外排水路逆止 弁	S				廃棄物処理建物	S	取水槽ガントリク レーン	S	
		防水壁	S				取水槽	S	1号機排気筒	S	
		水密扉	S				屋外配管ダクト (タービン建物 ～放水槽)	S	サイトハシカ建物	S	
		床ドレン逆止弁	S				1号機取水槽北 側壁	S	1号機原子炉建物	S	
		貫通部止水処置	S						1号機タービン建 物	S	
		原子炉補機海水 系(浸水防止機能 を有する部分)	S						1号機廃棄物処理 建物	S	
		高圧炉心スプレ イ補機海水系 (浸水防止機能 を有する部分)	S						竜巻防護対策設備 *9	S	
		循環水系(浸水 防止機能を有す る部分)	S						取水槽海水ポン プエリア防水壁 *10	S	
タービン補機海 水系(浸水防止 機能を有する部 分)	S						1号機取水槽ピ ット部及び1号機取 水槽漸拡ダクト部 底版	S			
		除じん系(浸水 防止機能を有す る部分)	S				その他*11		S		

③

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (8/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
*7 Sクラス	(viii)津波防護機能 を有する施設及び浸水防 止機能を有する設 備	防波壁	S	隔離弁を閉とす るに必要な電気 計装設備	S	機器・配管等の 支持構造物	原子炉建物	S	原子炉建物	S	中央制御室天井照 明
		防波壁通路防波 扉	S				制御室建物	S	循環水系配管	S	
		屋外排水路逆止 弁	S				廃棄物処理建物	S	取水槽ガントリク レーン	S	
		防水壁	S				取水槽	S	1号機排気筒	S	
		水密扉	S				屋外配管ダクト (タービン建物 ～放水槽)	S	サイトハシカ建物	S	
		床ドレン逆止弁	S				1号機取水槽北 側壁	S	1号機原子炉建物	S	
		貫通部止水処置	S						1号機タービン建 物	S	
		原子炉補機海水 系(浸水防止機能 を有する部分)	S						1号機廃棄物処理 建物	S	
		高圧炉心スプレ イ補機海水系 (浸水防止機能 を有する部分)	S						防護対策設備*9	S	
		循環水系(浸水 防止機能を有す る部分)	S						1号機取水槽ピ ット部及び1号機取 水槽漸拡ダクト部 底版	S	
		除じん系(浸水 防止機能を有す る部分)	S					仮設耐震構台	S		
			S					建物開口部竜巻防 護対策設備	S		
			S					土留め工(親杭)	S		
			S					その他*11	S		

②

①

①の相違  
仮設耐震構台，土留め工（親杭）：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
防護対策設備：竜巻，火山，溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更

取水槽海水ポンプエリア防水壁：「取水槽海水ポンプエリア防護対策設備」に含まれるとし「その他\*11」で整理

③の相違  
除じん系（浸水防止機能を有する部分）：設計進捗に伴い浸水防止機能を有する部分とする考え方を取りやめ，Cクラスのまま移設対応としたため削除



表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (9/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 <sup>*1</sup>		補助設備 <sup>*2</sup>		直接支持構造物 <sup>*3</sup>		間接支持構造物 <sup>*4</sup>		波及的影響を 考慮すべき施設 <sup>*5</sup>	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
<sup>*7</sup> Sクラス	(Ⅷ)津波防護機能 を有する施設及び浸水防 止機能を有する設備 (つづき)	・液体廃棄物処理系 (浸水防止機能を有する部 分) ・1号機取水槽流 路縮小工	S								

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (9/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 <sup>*1</sup>		補助設備 <sup>*2</sup>		直接支持構造物 <sup>*3</sup>		間接支持構造物 <sup>*4</sup>		波及的影響を 考慮すべき施設 <sup>*5</sup>	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
<sup>*7</sup> Sクラス	(Ⅷ)津波防護機能 を有する施設及び浸水防 止機能を有する設備 (つづき)	・液体廃棄物処理系 (浸水防止機能を有する部 分) ・1号機取水槽流 路縮小工	S								

変更なし

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (10/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
*7 Sクラス	(ix)敷地における津波監視機能有する設備	津波監視カメラ	S	非常用電源及び 計装設備(ダイ ーセル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む)	S	機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・排気筒 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物*8 ・取水槽 ・防波壁	S S S S S S S S S S S S S S S S	耐火障壁 ・中央制御室天井照 明 ・取水槽ガントリク レーン ・主排気ダクト ・除じん機 ・1号機排気筒 ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建 物 ・1号機廃棄物処理 建物 ・排気筒モニタ室 *9 ・竜巻防護対策設備 *9 ・取水槽海水ポンプ エリア防水壁 *9 ・復水貯蔵タンク遮 蔽壁 ・防波壁(西端部) 周辺斜面 ・3号機放水路 *10 ・その他	検討用 地震動

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (10/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		波及的影響を 考慮すべき施設*5	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
*7 Sクラス	(ix)敷地における津波監視機能有する設備	津波監視カメラ	S	非常用電源及び 計装設備(ダイ ーセル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む)	S	機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物	S	原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・排気筒 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物*8 ・取水槽 ・防波壁	S S S S S S S S S S S S S S S	耐火障壁 ・中央制御室天井照 明 ・取水槽ガントリク レーン ・主排気ダクト ・除じん機 ・1号機排気筒 ・1号機原子炉建物 ・1号機タービン建 物 ・1号機廃棄物処理 建物 ・排気筒モニタ室 *9 ・防護対策設備*9 ・復水貯蔵タンク遮 蔽壁 ・防波壁(西端部) 周辺斜面 ・3号機放水路 *10 ・仮設耐震構台 ・建物開口部竜巻防 護対策設備 ・土留め工(親杭) *10 ・その他	検討用 地震動

①の相違  
仮設耐震構台、土留め工(親杭):「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備:「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
防護対策設備:竜巻、火山、溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更

取水槽海水ポンプエリア防水壁:「取水槽海水ポンプエリア防護対策設備」に含まれるとし「その他\*11」で整理

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (11/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Bクラス	(i) 原子炉冷却材圧カバウンダリに直接接続されている一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	主蒸気系(原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁まで)	B*12	—	—	機器・配管等の支持構造物	B*12	原子炉建物 タービン建物 (原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分)	Sd Sd
	(ii) 放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)	放射線廃棄物施設 ただし、Cクラスに属するものは除く	B*13 B B	— — —	— — —	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	B*13 B B	原子炉建物 タービン建物 原子炉建物 タービン建物 原子炉建物 タービン建物 廃棄物処理建物 サイトバンカ建物 当該設備を支持する構造物	Ss Sb Sb Sb Sb Sb

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (11/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Bクラス	(i) 原子炉冷却材圧カバウンダリに直接接続されている一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	主蒸気系(原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁まで)	B*12	—	—	機器・配管等の支持構造物	B*12	原子炉建物 タービン建物 (原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁から主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分)	Sd Sd
	(ii) 放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)	放射線廃棄物施設 ただし、Cクラスに属するものは除く	B*13 B B	— — —	— — —	機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物 機器・配管等の支持構造物	B*13 B B	原子炉建物 タービン建物 原子炉建物 タービン建物 原子炉建物 タービン建物 廃棄物処理建物 サイトバンカ建物 当該設備を支持する構造物	Ss Sb Sb Sb Sb Sb

変更なし

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (12/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
Bクラス	(iii) 放射性廃棄物 以外の放射性物 質に関連した施 設で、その破損に より、公衆及び従 事者に過大な放 射線被ばくを与 える可能性のあ る施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>制御棒駆動水圧系 (放射性流体を内 蔵する部分、ただ し、スクラム機能 に関するものを除 く)</li> <li>蒸気タービン、復 水器、給水加熱器 及びその主要配管</li> <li>復水系</li> <li>復水輸送系</li> <li>復水貯蔵タンク</li> <li>補助復水貯蔵タン ク</li> <li>放射線低減効果の 大きい遮蔽</li> <li>原子炉建物天井ク レーン</li> <li>燃料取替機</li> <li>制御棒貯蔵ラック</li> </ul>	B	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の 支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物</li> <li>タービン建物</li> <li>廃棄物処理建物</li> <li>復水貯蔵タンク 基礎</li> <li>補助復水貯蔵タ ンク基礎</li> <li>当該設備を支持 する構造物</li> </ul>	S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub>	
	(iv) 使用済燃料を 冷却するための 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料プール冷却系</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却 系</li> <li>電気計装設備</li> </ul>	B B	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物</li> <li>タービン建物</li> <li>制御室建物</li> <li>廃棄物処理建物</li> <li>取水槽</li> </ul>	S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub>	

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (12/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
Bクラス	(iii) 放射性廃棄物 以外の放射性物 質に関連した施 設で、その破損に より、公衆及び従 事者に過大な放 射線被ばくを与 える可能性のあ る施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>制御棒駆動水圧系 (放射性流体を内 蔵する部分、ただ し、スクラム機能 に関するものを除 く)</li> <li>蒸気タービン、復 水器、給水加熱器 及びその主要配管</li> <li>復水系</li> <li>復水輸送系</li> <li>復水貯蔵タンク</li> <li>補助復水貯蔵タン ク</li> <li>放射線低減効果の 大きい遮蔽</li> <li>原子炉建物天井ク レーン</li> <li>燃料取替機</li> <li>制御棒貯蔵ラック</li> </ul>	B	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の 支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物</li> <li>タービン建物</li> <li>廃棄物処理建物</li> <li>復水貯蔵タンク 基礎</li> <li>補助復水貯蔵タ ンク基礎</li> <li>当該設備を支持 する構造物</li> </ul>	S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub>	
	(iv) 使用済燃料を 冷却するための 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料プール冷却系</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却 系</li> <li>電気計装設備</li> </ul>	B B	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物</li> <li>タービン建物</li> <li>制御室建物</li> <li>廃棄物処理建物</li> <li>取水槽</li> </ul>	S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub>	

変更なし

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (13/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設 (v) 放射性物質の 放出を伴うよう な場合に、その外 部放散を抑制す るための施設で、 Sクラスに属さ ない施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
Bクラス		-	-	-	-	-	-	-	-

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (13/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設 (v) 放射性物質の 放出を伴うよう な場合に、その外 部放散を抑制す るための施設で、 Sクラスに属さ ない施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	検討用 地震動
Bクラス		-	-	-	-	-	-	-	-

変更なし



表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (14/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		*6 検討用 地震動
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	
Cクラス	(i) 原子炉の反応度を制御するための施設及びBクラスに属さない施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉再循環流量制御系</li> <li>制御棒駆動水圧系(Sクラス及びBクラスに属さない部分)</li> </ul>	C	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物</li> <li>制御室建物</li> <li>タービン建物</li> <li>廃棄物処理建物</li> <li>サイトバンカ建物</li> <li>固体廃棄物貯蔵所</li> <li>当該設備を支持する構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> </ul>	
	(ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>試料採取系</li> <li>ランドリ・ドレン系</li> <li>シャワ・ドレン系</li> <li>固化装置より下流の固体廃棄物の取扱設備(貯蔵設備を含む)</li> <li>雑固体廃棄物の取扱設備</li> <li>新燃料貯蔵庫</li> <li>その他</li> </ul>	C	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物</li> <li>制御室建物</li> <li>タービン建物</li> <li>廃棄物処理建物</li> <li>サイトバンカ建物</li> <li>固体廃棄物貯蔵所</li> <li>当該設備を支持する構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> </ul>	

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (14/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		*6 検討用 地震動
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	
Cクラス	(i) 原子炉の反応度を制御するための施設及びBクラスに属さない施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉再循環流量制御系</li> <li>制御棒駆動水圧系(Sクラス及びBクラスに属さない部分)</li> </ul>	C	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物</li> <li>制御室建物</li> <li>廃棄物処理建物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> </ul>	
	(ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>試料採取系</li> <li>ランドリ・ドレン系</li> <li>シャワ・ドレン系</li> <li>固化装置より下流の固体廃棄物の取扱設備(貯蔵設備を含む)</li> <li>雑固体廃棄物の取扱設備</li> <li>新燃料貯蔵庫</li> <li>その他</li> </ul>	C	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物</li> <li>制御室建物</li> <li>タービン建物</li> <li>廃棄物処理建物</li> <li>サイトバンカ建物</li> <li>固体廃棄物貯蔵所</li> <li>当該設備を支持する構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> <li>S<sub>C</sub></li> </ul>	

変更なし

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (15/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		*6 検討用 地震動
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	
Cクラス	(iii)放射線安全に 関係しない施設 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環水系 (Sクラスに属さない部分)</li> <li>タービン補機冷却系 (Sクラスに属さない部分)</li> <li>所内ボイラ</li> <li>消火設備</li> <li>閉閉所, 発電機, 変圧器</li> <li>換気空調設備 (Sクラスの換気空調設備以外のもの)</li> <li>窒素ガス制御系 (Sクラスに属さない部分)</li> <li>補給水系</li> <li>タービン建物天井クレーン</li> <li>圧縮空気系</li> <li>緊急時対策所</li> <li>その他</li> </ul>	C	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物</li> <li>制御室建物</li> <li>廃棄物処理建物</li> <li>タービン建物</li> <li>当該設備を支持する構造物</li> </ul>	S C		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水位低下設備</li> </ul>	C*14	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気計装設備</li> </ul>	C*14	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管, 電気計装設備等の支持構造物</li> </ul>	C*14	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物</li> <li>制御室建物</li> <li>廃棄物処理建物</li> <li>タービン建物</li> <li>当該設備を支持する構造物</li> </ul>	S S S S S S	

表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (15/15)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		*6 検討用 地震動
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	
Cクラス	(iii)放射線安全に 関係しない施設 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環水系 (Sクラスに属さない部分)</li> <li>タービン補機冷却系 (Sクラスに属さない部分)</li> <li>所内ボイラ</li> <li>消火設備</li> <li>閉閉所, 発電機, 変圧器</li> <li>換気空調設備 (Sクラスの換気空調設備以外のもの)</li> <li>窒素ガス制御系 (Sクラスに属さない部分)</li> <li>補給水系</li> <li>タービン建物天井クレーン</li> <li>圧縮空気系</li> <li>緊急時対策所</li> <li>その他</li> </ul>	C	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物</li> <li>制御室建物</li> <li>廃棄物処理建物</li> <li>タービン建物</li> <li>当該設備を支持する構造物</li> </ul>	S C		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水位低下設備</li> </ul>	C*14	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気計装設備</li> </ul>	C*14	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管, 電気計装設備等の支持構造物</li> </ul>	C*14	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物</li> <li>制御室建物</li> <li>廃棄物処理建物</li> <li>タービン建物</li> <li>当該設備を支持する構造物</li> </ul>	S S S S S	

変更なし

2022/5/13 ヒアリング資料	今回ヒアリング資料	備考
<p>注記*1 : 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>*2 : 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>*3 : 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>*4 : 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>*5 : 波及的影響を考慮すべき施設とは、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの破損等によって上位のクラスに属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>*6 : S<sub>s</sub> : 基準地震動 S<sub>s</sub> により定まる地震力。 S<sub>d</sub> : 弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> により定まる地震力。 S<sub>B</sub> : Bクラス施設に適用される地震力。 S<sub>C</sub> : Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>*7 : 圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性から S クラスに準ずる。</p> <p>*8 : 非常用電源の燃料油系を支持する構造物とは、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽、屋外配管ダクト（B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物）、屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）及び排気筒をいう。②</p> <p>*9 : 竜巻防護対策設備とは、取水槽海水ポンプエリア竜巻防護対策設備、取水槽循環水ポンプエリア竜巻防護対策設備、燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備及び建物開口部竜巻防護対策設備をいう。なお、建物開口部竜巻防護対策設備は比較的大型の鋼製構造物であり、建物の上部に設置されているため、上位クラス施設は特定しないが、波及的影響を考慮すべき施設とする。②</p> <p>*10 : 燃料プール冷却ポンプ室冷却機、原子炉浄化系補助熱交換器、タービン補機海水系配管、給水系配管、タービンヒータドレン系配管、タービン補機冷却系熱交換器、グラウンド蒸気排ガスフィルタ、消火系配管、2号機南側切取斜面及び2号機西側切取斜面が含まれる。①②</p> <p>*11 : タービン補機海水系配管、給水系配管、タービンヒータドレン系配管、消火系配管、タービン補機冷却系熱交換器、タービン補機海水ストレーナ、2号機南側切取斜面、2号機西側切取斜面、2号機放水路、3号機放水路、1号機取水管、施設護岸、防波壁（東端部）周辺斜面及び防波壁（西端部）周辺斜面が含まれる。①</p> <p>*12 : Bクラスではあるが、弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> に対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>*13 : 地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウエル内に放出された蒸気はベント管を通してサブプレッションチェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動 S<sub>s</sub> に対してドライウエル内の逃がし安全弁排気管が破損しないことを確認する。 また、逃がし安全弁排気管がサブプレッションチェンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は十分に凝縮することができないため、サブプレッションチェンバ内の逃がし安全弁排気管を S クラスとして設計する。</p> <p>*14 : Cクラスではあるが、基準地震動 S<sub>s</sub> に対し機能維持することを確認する。</p>	<p>注記*1 : 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>*2 : 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>*3 : 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>*4 : 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>*5 : 波及的影響を考慮すべき施設とは、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの破損等によって上位のクラスに属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>*6 : S<sub>s</sub> : 基準地震動 S<sub>s</sub> により定まる地震力。 S<sub>d</sub> : 弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> により定まる地震力。 S<sub>B</sub> : Bクラス施設に適用される地震力。 S<sub>C</sub> : Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>*7 : 圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性から S クラスに準ずる。</p> <p>*8 : 非常用電源の燃料油系を支持する構造物とは、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽、屋外配管ダクト（B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物）、屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）及び排気筒の基礎をいう。②</p> <p>*9 : 防護対策設備とは、取水槽海水ポンプエリア防護対策設備、取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備及びディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備をいう。②</p> <p>*10 : 燃料プール冷却ポンプ室冷却機、原子炉浄化系補助熱交換器、タービン補機海水系配管、給水系配管、タービンヒータドレン系配管、液体廃棄物処理系配管、床ドレン系配管、グラウンド蒸気排ガスフィルタ、消火系配管、2号機南側切取斜面及び2号機西側切取斜面が含まれる。①②</p> <p>*11 : タービン補機海水系配管、給水系配管、タービンヒータドレン系配管、液体廃棄物処理系配管、床ドレン系配管、消火系配管、タービン補機冷却系熱交換器、タービン補機海水ストレーナ、2号機南側切取斜面、2号機西側切取斜面、2号機放水路、3号機放水路、1号機取水管、施設護岸、防波壁（東端部）周辺斜面、防波壁（西端部）周辺斜面、放水槽及びディーゼル燃料貯蔵タンク室が含まれる。①</p> <p>*12 : Bクラスではあるが、弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> に対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>*13 : 地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウエル内に放出された蒸気はベント管を通してサブプレッションチェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動 S<sub>s</sub> に対してドライウエル内の逃がし安全弁排気管が破損しないことを確認する。 また、逃がし安全弁排気管がサブプレッションチェンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は十分に凝縮することができないため、サブプレッションチェンバ内の逃がし安全弁排気管を S クラスとして設計する。</p> <p>*14 : Cクラスではあるが、基準地震動 S<sub>s</sub> に対し機能維持することを確認する。</p>	<p>①の相違 建物開口部竜巻防護対策設備：波及的影響を考慮すべき施設の列に記載したことによる、「防護対策設備*9」の注記から削除  タービン補機冷却系熱交換器：主要設備である「タービン補機海水系（浸水防止機能を有する部分）」のみへの波及的影響を考慮すべき施設であることから、*10の注記から削除  放水槽、ディーゼル燃料貯蔵タンク室、液体廃棄物処理系配管及び床ドレン系配管：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で追記されたことによる反映  ②の相違 排気筒の基礎：設備名称の適正化  ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備、取水槽海水ポンプエリア防護対策設備、取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備：竜巻、火山、溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更</p>



表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (1/30)

○印は耐震計算書を添付する設備  
□印は耐震計算書を添付しない設備  
×印は撤去する設備  
※は新設又は新規登録の設備

【 】内は検討用地震動を示す。

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
1. 原子炉本体 (1) 燃料体	○燃料体			○原子炉建物【Ss】 ○原子炉圧力容器ベ デスタル【Ss】	○1号機排気筒【Ss】*1 □2号機南側切取斜面 【Ss】*1 □2号機西側切取斜面 【Ss】*1
(2) チャンネルボックス	○チャンネルボックス				
(3) 炉心支持構造物	○炉心シユラウド ○シユラウドサポー ト ○上部格子板 ○炉心支持板 ○燃料支持金具 ○制御棒案内管				
(4) 原子炉圧力容器	○原子炉圧力容器				○ガンマ線遮蔽壁【Ss】

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (1/37)

○印は耐震計算書を添付する設備  
□印は耐震計算書を添付しない設備  
×印は撤去する設備  
※は新設又は新規登録の設備

【 】内は検討用地震動を示す。

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
1. 原子炉本体 (1) 燃料体	○燃料集合体			○原子炉建物【Ss】 ○原子炉圧力容器ベ デスタル【Ss】	○1号機排気筒【Ss】*1 □2号機南側切取斜面 【Ss】*1 □2号機西側切取斜面 【Ss】*1 ○仮設耐震構台【Ss】*1 ○建物開口部竜巻防護対策 設備【Ss】*1 ○土留め工（親杭） 【Ss】*1
(2) チャンネルボックス	○チャンネルボックス				
(3) 炉心支持構造物	○炉心シユラウド ○シユラウドサポー ト ○上部格子板 ○炉心支持板 ○燃料支持金具 ○制御棒案内管			①	
(4) 原子炉圧力容器	○原子炉圧力容器				○ガンマ線遮蔽壁【Ss】

①の相違  
仮設耐震構台，土留め工（親杭）：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
燃料集合体：設備名称の適正化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (2/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (4)原子炉圧力容器 (つづき)	○原子炉圧力容器支持構造物 ○原子炉圧力容器付属構造物 ○原子炉圧力容器内 部構造物				

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (2/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (4)原子炉圧力容器 (つづき)	○原子炉圧力容器支持構造物 ○原子炉圧力容器付属構造物 ○原子炉圧力容器内 部構造物				

変更なし



表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (3/30)

耐震クラス 設備名称	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 (1) 燃料取扱設備	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>燃料プール</li> <li><input type="checkbox"/>キャスク置場</li> <li><input type="checkbox"/>使用済燃料貯蔵ラック</li> <li><input type="checkbox"/>制御棒・破損燃料貯蔵ラック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>燃料取扱替機</li> <li><input type="checkbox"/>原子炉建物天井クレーン</li> <li><input type="checkbox"/>チャンネル着脱装置</li> <li><input type="checkbox"/>制御棒貯蔵ハンガ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>燃料プール温度※</li> <li><input type="checkbox"/>燃料プール冷却ポンプ入口温度※</li> <li><input type="checkbox"/>燃料プール水位・温度 (SA) ※</li> <li><input type="checkbox"/>燃料プール水位</li> <li><input type="checkbox"/>燃料プールライナドレン漏えい水位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>原子炉建物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>1号機排気筒【Ss】*1</li> <li><input type="checkbox"/>2号機南側切取斜面【Ss】*1</li> <li><input type="checkbox"/>2号機西側切取斜面【Ss】*1</li> <li><input type="checkbox"/>原子炉建物天井クレーン【Ss】</li> <li><input type="checkbox"/>燃料取扱替機【Ss】</li> <li><input type="checkbox"/>制御棒貯蔵ハンガ【Ss】</li> <li><input type="checkbox"/>チャンネル着脱装置【Ss】</li> <li><input type="checkbox"/>チャンネル取扱ブーム【Ss】</li> </ul>
(3) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>関連配管 (燃料プール冷却系)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>燃料プール冷却系熱交換器</li> <li><input type="checkbox"/>燃料プール冷却ポンプ</li> </ul>			

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (3/37)

耐震クラス 設備名称	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 (1) 燃料取扱設備	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>燃料プール</li> <li><input type="checkbox"/>キャスク置場</li> <li><input type="checkbox"/>使用済燃料貯蔵ラック</li> <li><input type="checkbox"/>制御棒・破損燃料貯蔵ラック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>燃料取扱替機</li> <li><input type="checkbox"/>原子炉建物天井クレーン</li> <li><input type="checkbox"/>チャンネル着脱装置</li> <li><input type="checkbox"/>制御棒貯蔵ハンガ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>燃料プール温度※</li> <li><input type="checkbox"/>燃料プール冷却ポンプ入口温度※</li> <li><input type="checkbox"/>燃料プール水位・温度 (SA) ※</li> <li><input type="checkbox"/>燃料プール水位</li> <li><input type="checkbox"/>燃料プールライナドレン漏えい水位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>原子炉建物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>1号機排気筒【Ss】*1</li> <li><input type="checkbox"/>2号機南側切取斜面【Ss】*1</li> <li><input type="checkbox"/>2号機西側切取斜面【Ss】*1</li> <li><input type="checkbox"/>原子炉建物天井クレーン【Ss】</li> <li><input type="checkbox"/>燃料取扱替機【Ss】</li> <li><input type="checkbox"/>制御棒貯蔵ハンガ【Ss】</li> <li><input type="checkbox"/>チャンネル着脱装置【Ss】</li> <li><input type="checkbox"/>チャンネル取扱ブーム【Ss】</li> </ul>
(2) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>燃料プール</li> <li><input type="checkbox"/>キャスク置場</li> <li><input type="checkbox"/>使用済燃料貯蔵ラック</li> <li><input type="checkbox"/>制御棒・破損燃料貯蔵ラック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>燃料取扱替機</li> <li><input type="checkbox"/>原子炉建物天井クレーン</li> <li><input type="checkbox"/>チャンネル着脱装置</li> <li><input type="checkbox"/>制御棒貯蔵ハンガ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>燃料プール温度※</li> <li><input type="checkbox"/>燃料プール冷却ポンプ入口温度※</li> <li><input type="checkbox"/>燃料プール水位・温度 (SA) ※</li> <li><input type="checkbox"/>燃料プール水位</li> <li><input type="checkbox"/>燃料プールライナドレン漏えい水位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>原子炉建物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>1号機排気筒【Ss】*1</li> <li><input type="checkbox"/>2号機南側切取斜面【Ss】*1</li> <li><input type="checkbox"/>2号機西側切取斜面【Ss】*1</li> <li><input type="checkbox"/>原子炉建物天井クレーン【Ss】</li> <li><input type="checkbox"/>燃料取扱替機【Ss】</li> <li><input type="checkbox"/>制御棒貯蔵ハンガ【Ss】</li> <li><input type="checkbox"/>チャンネル着脱装置【Ss】</li> <li><input type="checkbox"/>チャンネル取扱ブーム【Ss】</li> </ul>
(3) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>関連配管 (燃料プール冷却系)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>燃料プール冷却系熱交換器</li> <li><input type="checkbox"/>燃料プール冷却ポンプ</li> </ul>			

変更なし

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (4/30)

耐震クラス 設備名称 (3)使用済燃料貯蔵槽 冷却浄化設備 (つづき)	S	B <input type="checkbox"/> スキマサージタンク <input type="checkbox"/> 関連配管 (燃料ブール冷却系)	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
---	---	---	---	---------	-------------------

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (4/37)

耐震クラス 設備名称 (3)使用済燃料貯蔵槽 冷却浄化設備 (つづき)	S	B <input type="checkbox"/> スキマサージタンク <input type="checkbox"/> 関連配管 (燃料ブール冷却系)	C	間接支持構造物  ①	波及的影響を 考慮すべき施設  <input type="checkbox"/> 仮設耐震構台【Ss】*1 <input type="checkbox"/> 建物開口部竜巻防護対策 設備【Ss】*1 <input type="checkbox"/> 土留め工 (親杭) 【Ss】*1
---	---	---	---	------------------	--

①の相違  
仮設耐震構台，土留め工（親杭）：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映  
  
建物開口部竜巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (5/30)

耐震クラス 設備名称	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
3. 原子炉冷却系統施設 (1) 原子炉冷却材再循環設備	○原子炉再循環ポンプ ○関連配管 (原子炉再循環系) ○逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ○逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ ○主蒸気流量制限器 ○関連配管・弁 (主蒸気系, 給水系) ○残留熱除去系熱交換器 ○残留熱除去ポンプ ○残留熱除去システムレーナ	□関連配管 (主蒸気系, 復水系, 給水系, 抽気系, タービンヒータベント系, タービンヒータドレン系, 補助蒸気系) ×関連配管 (主蒸気系 (主蒸気隔離弁漏えい制御系))		○原子炉建物【Ss】  □タービン建物【Sd】	○1号機排気筒【Ss】 □2号機南側切取斜面【Ss】*1 □2号機西側切取斜面【Ss】*1
(2) 原子炉冷却材の循環設備					
(3) 残留熱除去設備					

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (5/37)

耐震クラス 設備名称	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
3. 原子炉冷却系統施設 (1) 原子炉冷却材再循環設備	○原子炉再循環ポンプ ○関連配管 (原子炉再循環系) ○逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ○逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ ○主蒸気流量制限器 ○主蒸気逃がし安全弁 ○関連配管・弁 (主蒸気系, 給水系) ○残留熱除去系熱交換器 ○残留熱除去ポンプ	□関連配管 (主蒸気系, 復水系, 給水系, 抽気系, タービンヒータベント系, タービンヒータドレン系, 補助蒸気系) ×関連配管 (主蒸気系 (主蒸気隔離弁漏えい制御系))		○原子炉建物【Ss】  □タービン建物【Sd】	○1号機排気筒【Ss】 □2号機南側切取斜面【Ss】*1 □2号機西側切取斜面【Ss】*1 ○仮設耐震構台【Ss】*1 ○建物開口部竜巻防護対策設備【Ss】*1 ○土留め工 (親杭)【Ss】*1
(2) 原子炉冷却材の循環設備					
(3) 残留熱除去設備					

①の相違  
仮設耐震構台, 土留め工 (親杭): 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映  
  
建物開口部竜巻防護対策設備: 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
主蒸気逃がし安全弁: 先行記載と合わせ関連配管・弁から細分化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (6/30)

耐震クラス 設備名称	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(3) 残留熱除去設備 (つづき)	○ 関連配管・弁 (残留熱除去系)				
(4) 非常用炉心冷却設備 その他原子炉注水設備	○ 高圧炉心スプレイポンプ ○ 高圧炉心スプレイ系ストレーナ ○ 低圧炉心スプレイポンプ ○ 低圧炉心スプレイ系ストレーナ ○ 関連配管・弁 (高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系)	○ 関連配管 (高圧炉心スプレイ系)			
(5) 原子炉冷却材補給設備	○ 原子炉隔離時冷却ポンプ ○ 関連配管・弁 (原子炉隔離時冷却系)	○ 復水貯蔵タンク ○ 補助復水貯蔵タンク ○ 関連配管 (原子炉隔離時冷却系, 復水輸送系)		○ 復水貯蔵タンク基礎【S <sub>B</sub> 】 ○ 補助復水貯蔵タンク基礎【S <sub>B</sub> 】	

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (6/37)

耐震クラス 設備名称	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(3) 残留熱除去設備 (つづき)	○ 残留熱除去系ストレーナ ○ 関連配管・弁 (残留熱除去系)				
(4) 非常用炉心冷却設備 その他原子炉注水設備	○ 高圧炉心スプレイポンプ ○ 高圧炉心スプレイ系ストレーナ ○ 低圧炉心スプレイポンプ ○ 低圧炉心スプレイ系ストレーナ ○ 関連配管・弁 (高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系)	○ 関連配管 (高圧炉心スプレイ系)			
(5) 原子炉冷却材補給設備	○ 原子炉隔離時冷却ポンプ ○ 関連配管・弁 (原子炉隔離時冷却系)	○ 復水貯蔵タンク ○ 補助復水貯蔵タンク		○ 復水貯蔵タンク基礎【S <sub>B</sub> 】 ○ 補助復水貯蔵タンク基礎【S <sub>B</sub> 】	

変更なし

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (7/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (5)原子炉冷却材補給設備 (つづき)				□屋外配管ダクト(B ディーゼル燃料 貯蔵タンク~原子 炉建物)【S <sub>B</sub> 】	
(6)原子炉補機冷却設備	○原子炉補機冷却系 熱交換器 ○原子炉補機冷却水 ポンプ ○原子炉補機海水ボ ンプ ○原子炉補機冷却系 サージタンク ○原子炉補機海水ス トレーナ ○高圧炉心スプレー 補機冷却系熱交換 器 ○高圧炉心スプレー 補機冷却水ポンプ		□関連配管(原子炉補 機冷却系(原子炉補 機海水系を含む。)) ②	○タービン建物 【S <sub>S</sub> 】 ○取水槽【S <sub>S</sub> 】 ○屋外配管ダクト(タ ービン建物~放水 槽)【S <sub>S</sub> 】 ○廃棄物処理建物② 【S <sub>S</sub> 】	○耐火障壁【S <sub>S</sub> 】 ○取水槽海水ポンプエリア 遮断防護対策設備【S <sub>S</sub> 】 ○取水槽ガントリクレーン 【S <sub>S</sub> 】 ○除じん機【S <sub>S</sub> 】 ○取水槽循環水ポンプエリ ア遮断防護対策設備 【S <sub>S</sub> 】 ○1号機原子炉建物 【S <sub>S</sub> 】*1 ○1号機タービン建物 【S <sub>S</sub> 】*1 ○1号機廃棄物処理建物 【S <sub>S</sub> 】*1

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (7/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (5)原子炉冷却材補給設備 (つづき)		□関連配管(原子炉隔 離時冷却系,復水輸 送系)		□屋外配管ダクト(B ディーゼル燃料 貯蔵タンク~原子 炉建物)【S <sub>B</sub> 】	
(6)原子炉補機冷却設備	○原子炉補機冷却系 熱交換器 ○原子炉補機冷却水 ポンプ ○原子炉補機海水ボ ンプ ○原子炉補機冷却系 サージタンク ○原子炉補機海水ス トレーナ ○高圧炉心スプレー 補機冷却系熱交換 器 ○高圧炉心スプレー 補機冷却水ポンプ		□関連配管(原子炉補 機冷却系(原子炉補 機海水系を含む。)) ②	○タービン建物 【S <sub>S</sub> 】 ○取水槽【S <sub>S</sub> 】 ○屋外配管ダクト(タ ービン建物~放水 槽)【S <sub>S</sub> 】 ○廃棄物処理建物② 【S <sub>S</sub> 】	○耐火障壁【S <sub>S</sub> 】 ○取水槽海水ポンプエリア 防護対策設備【S <sub>S</sub> 】 ○取水槽ガントリクレーン 【S <sub>S</sub> 】 ○除じん機【S <sub>S</sub> 】 ○取水槽循環水ポンプエリ ア防護対策設備【S <sub>S</sub> 】 ○1号機原子炉建物 【S <sub>S</sub> 】*1 ○1号機タービン建物 【S <sub>S</sub> 】*1 ○1号機廃棄物処理建物 【S <sub>S</sub> 】*1

②の相違  
取水槽海水ポンプエリア防護対策設備, 取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備: 竜巻, 火山, 溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更  
  
屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽): 記載の適正化



表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (8/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
(6) 原子炉補機冷却設備 (つづき)	○高圧炉心スプレィ補機海水ポンプ ○高圧炉心スプレィ補機冷却系サージタンク ○高圧炉心スプレィ補機海水ストレーナ ○関連配管・弁 (原子炉補機冷却系 (原子炉補機海水系を含む。), 高圧炉心スプレィ補機冷却系 (高圧炉心スプレィ補機海水系を含む。))	<input type="checkbox"/> 原子炉浄化系補助熱交換器 <input type="checkbox"/> 関連配管・弁 (原子炉浄化系)			<input type="checkbox"/> タービン補機海水系配管【Ss】 <input type="checkbox"/> 燃料プールの冷却ポンプ室冷却機【Ss】 <input type="checkbox"/> 原子炉浄化系補助熱交換器【Ss】 <input type="checkbox"/> 給水系配管【Ss】 <input type="checkbox"/> タービンヒータードレン系配管【Ss】 <input checked="" type="checkbox"/> タービン補機冷却系熱交換器【Ss】 <input checked="" type="checkbox"/> 消火系配管【Ss】
(7) 原子炉冷却材浄化設備	<input type="checkbox"/> 関連配管・弁 (原子炉浄化系)	<input type="checkbox"/> 原子炉浄化系補助熱交換器 <input type="checkbox"/> 関連配管・弁 (原子炉浄化系)			<input checked="" type="checkbox"/> ②

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (8/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
(6) 原子炉補機冷却設備 (つづき)	○高圧炉心スプレィ補機海水ポンプ ○高圧炉心スプレィ補機冷却系サージタンク ○高圧炉心スプレィ補機海水ストレーナ ○関連配管・弁 (原子炉補機冷却系 (原子炉補機海水系を含む。), 高圧炉心スプレィ補機冷却系 (高圧炉心スプレィ補機海水系を含む。))	<input type="checkbox"/> 原子炉浄化系補助熱交換器 <input type="checkbox"/> 関連配管・弁 (原子炉浄化系)			<input type="checkbox"/> タービン補機海水系配管【Ss】 <input type="checkbox"/> 燃料プールの冷却ポンプ室冷却機【Ss】 <input type="checkbox"/> 原子炉浄化系補助熱交換器【Ss】 <input type="checkbox"/> 給水系配管【Ss】 <input type="checkbox"/> タービンヒータードレン系配管【Ss】 <input checked="" type="checkbox"/> 消火系配管【Ss】 <input checked="" type="checkbox"/> 液体廃棄物処理系配管【Ss】 <input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> 床ドレン系配管【Ss】
(7) 原子炉冷却材浄化設備	<input type="checkbox"/> 関連配管・弁 (原子炉浄化系)	<input type="checkbox"/> 原子炉浄化系補助熱交換器 <input type="checkbox"/> 関連配管・弁 (原子炉浄化系)			<input checked="" type="checkbox"/> ①

①の相違  
 液体廃棄物処理系配管, 床ドレン系配管 : 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

②の相違  
 タービン補機冷却系熱交換器 : 浸水防護施設への影響であるため, 原子炉補機冷却設備の波及的影響を考慮すべき施設の行から削除し, 浸水防護施設の波及的影響を考慮すべき施設の行へ追加

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (9/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (8) 蒸気タービン本体		<input type="checkbox"/> 関連配管・弁			
(9) 蒸気タービンの附属設備	②	<input type="checkbox"/> 湿分離器 <input checked="" type="checkbox"/> 復水器 <input checked="" type="checkbox"/> 復水ポンプ <input type="checkbox"/> 関連配管・弁			

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (9/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (8) 蒸気タービン本体		<input type="checkbox"/> 復水器 <input checked="" type="checkbox"/> 復水ポンプ <input type="checkbox"/> 関連配管・弁			
(9) 蒸気タービンの附属設備		<input type="checkbox"/> 湿分離器 <input type="checkbox"/> 関連配管・弁			

②の相違  
復水器, 復水ポンプ: 記載の適正化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (10/30)

設備名称	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
4. 計測制御系統施設 (1) 制御材	耐震クラス	○制御棒	○スクラム排水容器 ○制御棒駆動機構 ○水圧制御ユニット (アキユムレータ) ○水圧制御ユニット (窒素容器) ○関連配管・弁 (制御棒駆動水圧系)	○原子炉再循環ポンプ入口流量 ○原子炉圧力*	○原子炉建物【Ss】 ○原子炉圧力容器ベデスタル【Ss】	○1号機排気筒【Ss】*1 ○2号機南側切取斜面【Ss】*1 ○2号機西側切取斜面【Ss】*1
(2) 制御材駆動装置		○制御棒駆動機構 ○水圧制御ユニット (アキユムレータ) ○水圧制御ユニット (窒素容器) ○関連配管・弁 (制御棒駆動水圧系)	○スクラム排水容器 ○制御棒駆動機構 ○水圧制御ユニット (アキユムレータ) ○水圧制御ユニット (窒素容器) ○関連配管・弁 (制御棒駆動水圧系)			
(3) ほう酸水注入設備		○ほう酸水注入ポンプ ○ほう酸水貯蔵タンク ○関連配管・弁 (ほう酸水注入系)				
(4) 計測装置		○中性子源領域計装 ○中間領域計装 ○出力領域計装			○制御室建物【Ss】	○中央制御室天井照明【Ss】

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (10/37)

設備名称	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
4. 計測制御系統施設 (1) 制御材	耐震クラス	○制御棒	○スクラム排水容器 ○制御棒駆動機構 ○水圧制御ユニット (アキユムレータ) ○水圧制御ユニット (窒素容器) ○関連配管・弁 (制御棒駆動水圧系)	○原子炉再循環ポンプ入口流量 ○原子炉圧力*	○原子炉建物【Ss】 ○原子炉圧力容器ベデスタル【Ss】	○1号機排気筒【Ss】*1 ○2号機南側切取斜面【Ss】*1 ○2号機西側切取斜面【Ss】*1
(2) 制御材駆動装置		○制御棒駆動機構 ○水圧制御ユニット (アキユムレータ) ○水圧制御ユニット (窒素容器) ○関連配管・弁 (制御棒駆動水圧系)	○スクラム排水容器 ○制御棒駆動機構 ○水圧制御ユニット (アキユムレータ) ○水圧制御ユニット (窒素容器) ○関連配管・弁 (制御棒駆動水圧系)			
(3) ほう酸水注入設備		○ほう酸水注入ポンプ ○ほう酸水貯蔵タンク ○関連配管・弁 (ほう酸水注入系)				
(4) 計測装置		○中性子源領域計装 ○中間領域計装 ○出力領域計装			○制御室建物【Ss】	○中央制御室天井照明【Ss】

③の相違  
制御室建物，中央制御室天井照明：計測装置に原子炉非常停止信号の検出器及び工学的安全施設等の起動信号を含むと整理して記載していたが，原子炉非常停止信号の検出器及び工学的安全施設等の起動信号を記載する方針に見直したことに伴い，原子炉非常停止信号の行に記載を適正化

①の相違  
仮設耐震構台，土留め工（親杭）：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (1 1 / 3 0)

耐震クラス 設備名称 (4) 計測装置 (つづき)	S ○残留熱除去ポンプ 出口圧力※ ○低圧炉心スプレイ ポンプ出口圧力※ ○残留熱除去系熱交 換器入口温度 ○残留熱除去系熱交 換器出口温度 ○残留熱除去ポンプ 出口流量 ○原子炉隔離時冷却 ポンプ出口流量 ○高圧炉心スプレイ ポンプ出口流量 ○低圧炉心スプレイ ポンプ出口流量 ○原子炉圧力※ ○原子炉水位(広帯 域) ○原子炉水位(燃料 域)	B	C □原子炉水位(狭帯 域)※	間接支持構造物 ③	波及的影響を 考慮すべき施設 ○1号機原子炉建物 【Ss】※ ○1号機タービン建物 【Ss】※ ○1号機廃棄物処理建物 【Ss】※
------------------------------------	--	---	-----------------------	--------------	--

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (1 1 / 3 7)

耐震クラス 設備名称 (4) 計測装置 (つづき)	S ○残留熱除去ポンプ 出口圧力※ ○低圧炉心スプレイ ポンプ出口圧力※ ○残留熱除去系熱交 換器入口温度 ○残留熱除去系熱交 換器出口温度 ○残留熱除去ポンプ 出口流量 ○原子炉隔離時冷却 ポンプ出口流量 ○高圧炉心スプレイ ポンプ出口流量 ○低圧炉心スプレイ ポンプ出口流量 ○原子炉圧力※ ○原子炉水位(広帯 域) ○原子炉水位(燃料 域)	B	C □原子炉水位(狭帯 域)※	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
------------------------------------	--	---	-----------------------	---------	-------------------

③の相違  
1号機原子炉建物, 1号機タービン建物,  
1号機廃棄物処理建物: 計測装置に原子炉  
非常停止信号の検出器及び工学的安全施設  
等の起動信号を含むと整理して記載してい  
たが, 原子炉非常停止信号の検出器及び工  
学的安全施設等の起動信号を記載する方針  
に見直したことに伴い, 原子炉非常停止信  
号の行に記載を適正化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (1 2 / 3 0)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (4) 計測装置 (つづき)	○原子炉水位(狭帯域) <sup>*3</sup> ○ドライウエル圧力 ○サブプレッションチェンバ圧力 ○サブプレッションポンプ ○格納容器酸濃度 ○格納容器水素濃度 ○サブプレッションポンプ ○原子炉水位 (5) 原子炉非常停止信号 (6) 工学的安全施設等の起動信号 (7) 制御用空気設備		<input type="checkbox"/> 関連配管(逃がし安全弁要素ガス供給系)		

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (1 2 / 3 7)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (4) 計測装置 (つづき)	○原子炉水位(狭帯域) <sup>*3</sup> ○ドライウエル圧力 ○サブプレッションチェンバ圧力 ○サブプレッションポンプ ○格納容器酸濃度 ○格納容器水素濃度 ○サブプレッションポンプ ○原子炉水位 (5) 原子炉非常停止信号 ○原子炉圧力高 ○原子炉水位低 ○ドライウエル圧力高 ○中性子束高 ○スクラム排出水容器水位高 ○中性子束計装不動作		<input type="checkbox"/> 主蒸気止め弁閉 <input type="checkbox"/> 蒸気加減弁急速閉	<input type="checkbox"/> 制御室建物【Ss】 (3)	<input type="checkbox"/> 中央制御室天井照明【Ss】 <input type="checkbox"/> 1号機原子炉建物【Ss】 <sup>*1</sup> <input type="checkbox"/> 1号機タービン建物【Ss】 <sup>*1</sup> <input type="checkbox"/> 1号機廃棄物処理建物【Ss】 <sup>*1</sup>

③の相違  
 制御室建物，中央制御室天井照明，1号機原子炉建物，1号機タービン建物，1号機廃棄物処理建物：計測装置に原子炉非常停止信号の検出器及び工学的安全施設等の起動信号を含むと整理して記載していたが，原子炉非常停止信号の検出器及び工学的安全施設等の起動信号を記載する方針に見直したことに伴い，原子炉非常停止信号の行に記載を適正化

原子炉非常停止信号（機器）：原子炉非常停止信号の検出器を記載する方針に見直したことに伴う記載の適正化

工学的安全施設等の起動信号（機器）：工学的安全施設等の起動信号の検出器を記載する方針に見直したことに伴う記載の適正化



表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (13/37)

設備名称	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
(5) 原子炉非常停止信号 (つづき)		<input type="checkbox"/> 主蒸気管放射能高 <input type="checkbox"/> 主蒸気隔離弁閉 <input type="checkbox"/> 原子炉モードスイッチ「停止」 <input type="checkbox"/> 手動 <input type="checkbox"/> 地震加速度大				
(6) 工学的安全施設等の起動信号		<input type="checkbox"/> 主蒸気隔離弁閉信号 (原子炉水位低レベル2) <input type="checkbox"/> 主蒸気隔離弁閉信号 (上蒸気管放射能高) <input type="checkbox"/> 主蒸気隔離弁閉信号 (主蒸気管トンネル温度高) **4 <input type="checkbox"/> 主蒸気隔離弁閉信号 (主蒸気管流量大)	③	<input type="checkbox"/> 主蒸気隔離弁閉信号 (主蒸気管圧力低) <input type="checkbox"/> 主蒸気隔離弁閉信号 (主蒸気管トンネル温度高) **4 <input type="checkbox"/> 主蒸気隔離弁閉信号 (復水器真空度低)		

③の相違  
 原子炉非常停止信号 (機器) : 原子炉非常停止信号の検出器を記載する方針に見直したことに伴う記載の適正化

工学的安全施設等の起動信号 (機器) : 工学的安全施設等の起動信号の検出器を記載する方針に見直したことに伴う記載の適正化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (14/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (6) 工学的安全施設等の起動信号 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○その他の原子炉格納容器隔離弁閉信号(1) (ドライウエール圧力高)</li> <li>○その他の原子炉格納容器隔離弁閉信号(1) (原子炉水位低 (レベル3))</li> <li>○その他の原子炉格納容器隔離弁閉信号(2) (原子炉水位低 (レベル3))</li> <li>○非常用ガス処理系起動信号 (原子炉棟放射能高)</li> <li>○非常用ガス処理系起動信号 (燃料取替階放射能高)</li> <li>○非常用ガス処理系起動信号 (ドライウエール圧力高)</li> </ul>				
	③				

③の相違  
工学的安全施設等の起動信号 (機器) : 工学的安全施設等の起動信号の検出器を記載する方針に見直したことに伴う記載の適正化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (15/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (6) 工学的安全施設等の起動信号 (つづき)	○非常用ガス処理系 起動信号 (原子炉水位低 (レベル3)) ○高圧炉心スプレイ 系起動信号 (ドライウエル圧力高) ○高圧炉心スプレイ 系起動信号 (原子炉水位低 (レベル1 H)) ○低圧炉心スプレイ 系起動信号 (ドライウエル圧力高) ○低圧炉心スプレイ 系起動信号 (原子炉水位低 (レベル1)) ○残留熱除去系起動 信号、低圧注水系 (ドライウエル圧力高)				
	③				

③の相違  
 工学的安全施設等の起動信号 (機器) : 工学的安全施設等の起動信号の検出器を記載する方針に見直したことに伴う記載の適正化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (13/30)

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (16/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (8)発電用原子炉の運転を管理するための制御装置	-				

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (6)工学的安全施設等の起動信号 (つづき)	<input type="checkbox"/> 残留熱除去系起動信号, 低圧注水系 (原子炉水位低 (レベル1)) <input type="checkbox"/> 自動減圧系起動信号 (原子炉水位低 (レベル1)) <input type="checkbox"/> 自動減圧系起動信号 (ドライウエル圧力高) <input checked="" type="checkbox"/> 手動 <span style="border: 2px solid red; padding: 2px;">③</span>				
(7)制御用空気設備	<input type="checkbox"/> 関連配管・弁 (逃がし安全弁塞塞ガス供給系)		<input type="checkbox"/> 関連配管 (逃がし安全弁塞塞ガス供給系)		
(8)発電用原子炉の運転を管理するための制御装置	-				

③の相違  
工学的安全施設等の起動信号 (機器) : 工学的安全施設等の起動信号の検出器を記載する方針に見直したことに伴う記載の適正化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (14/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 (1) 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備		<input type="checkbox"/> 原子炉浄化系樹脂貯蔵タンク (1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 復水スラッジ分離タンク (1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 機器ドレンスラッジ分離タンク (1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 復水系スラッジ貯蔵タンク (1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 復水系樹脂貯蔵タンク (1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 貯蔵プール (1号機設備, 1, 2, 3号機共用)		<input type="checkbox"/> 廃棄物処理建物【S <sub>B</sub> 】  <input type="checkbox"/> サイトバンカ建物【S <sub>B</sub> 】	

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (17/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 (1) 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備		<input type="checkbox"/> 原子炉浄化系樹脂貯蔵タンク (1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 復水スラッジ分離タンク (1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 機器ドレンスラッジ分離タンク (1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 復水系スラッジ貯蔵タンク (1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 復水系樹脂貯蔵タンク (1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 貯蔵プール (1号機設備, 1, 2, 3号機共用)		<input type="checkbox"/> 廃棄物処理建物【S <sub>B</sub> 】  <input type="checkbox"/> サイトバンカ建物【S <sub>B</sub> 】	

変更なし



表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (15/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (2) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備	<input type="checkbox"/> 排気筒(非常用ガス処理系用) <input type="checkbox"/> 関連配管・弁(ドレン移送系)	<input type="checkbox"/> 排ガスメッシュユピルタ <input type="checkbox"/> ドライウエル機器 <input type="checkbox"/> ドレンサンプ <input type="checkbox"/> 機器ドレンタンク(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> トーラス水受入タンク(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 床ドレン濃縮器(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 化学廃液濃縮器(加熱器)(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 床ドレンタンク(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 化学廃液タンク(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 化学廃液濃縮器(蒸発器)(1, 2号機共用)	<input type="checkbox"/> 関連配管(ドレン移送系, 機器ドレン系, 床ドレン化学廃液系)	<input type="checkbox"/> 排気筒(空調換気系用)【S s】 <input type="checkbox"/> 排気筒の基礎【S s】 <input type="checkbox"/> 原子炉建物【S s】 <input type="checkbox"/> タービン建物【S s】 <input type="checkbox"/> トーラス水受入タンク基礎【S s】 <input type="checkbox"/> 床ドレン濃縮器(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 化学廃液濃縮器(加熱器)(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 床ドレンタンク(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 化学廃液タンク(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 化学廃液濃縮器(蒸発器)(1, 2号機共用)	<input type="checkbox"/> 排気筒モニター室【S s】*1 <input type="checkbox"/> 燃料移送ポンプエリア電熱防護対策設備【S s】*1 <input type="checkbox"/> 2号機西側切取斜面【S s】*1 <input type="checkbox"/> 原子炉建物【S s】*1 <input type="checkbox"/> タービン建物【S s】*1 <input type="checkbox"/> トーラス水受入タンク基礎【S s】*1 <input type="checkbox"/> 1号機排気筒【S s】*1 <input type="checkbox"/> 2号機南側切取斜面【S s】*1

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (18/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (2) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備	<input type="checkbox"/> 排気筒(非常用ガス処理系用) <input type="checkbox"/> 関連配管・弁(ドレン移送系)	<input type="checkbox"/> 排ガスメッシュユピルタ <input type="checkbox"/> ドライウエル機器 <input type="checkbox"/> ドレンサンプ <input type="checkbox"/> 機器ドレンタンク(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> トーラス水受入タンク(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 床ドレン濃縮器(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 化学廃液濃縮器(加熱器)(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 床ドレンタンク(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 化学廃液タンク(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 化学廃液濃縮器(蒸発器)(1, 2号機共用)	<input type="checkbox"/> 関連配管(ドレン移送系, 機器ドレン系, 床ドレン化学廃液系)	<input type="checkbox"/> 排気筒(空調換気系用)【S s】 <input type="checkbox"/> 排気筒の基礎【S s】 <input type="checkbox"/> 原子炉建物【S s】 <input type="checkbox"/> タービン建物【S s】 <input type="checkbox"/> トーラス水受入タンク基礎【S s】 <input type="checkbox"/> 床ドレン濃縮器(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 化学廃液濃縮器(加熱器)(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 床ドレンタンク(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 化学廃液タンク(1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 化学廃液濃縮器(蒸発器)(1, 2号機共用)	<input type="checkbox"/> 排気筒モニター室【S s】*1 <input type="checkbox"/> ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備【S s】*1 <input type="checkbox"/> 2号機西側切取斜面【S s】*1 <input type="checkbox"/> 原子炉建物【S s】*1 <input type="checkbox"/> タービン建物【S s】*1 <input type="checkbox"/> トーラス水受入タンク基礎【S s】*1 <input type="checkbox"/> 1号機排気筒【S s】*1 <input type="checkbox"/> 2号機南側切取斜面【S s】*1 <input type="checkbox"/> 仮設耐震構台【S s】*1 <input type="checkbox"/> 建物開口部竜巻防護対策設備【S s】*1 <input type="checkbox"/> 土留め工(親杭)【S s】*1

②の相違  
 ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備：竜巻、火山、溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更

①の相違  
 仮設耐震構台、土留め工(親杭)：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (16/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (2) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 (つづき)		<input type="checkbox"/> 濃縮液タンク (1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 関連配管 (気体廃棄物処理系, ドレン移送系, 機器ドレン系, 床ドレン化学廃液系, 使用済樹脂・フィルタスラッジ系, 濃縮液系, 固化系, サイトバンカ設備)		<input type="checkbox"/> 屋外配管ダクト (タービン建物へ排気筒) 【S <sub>0</sub> 】	

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (19/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (2) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 (つづき)		<input type="checkbox"/> 濃縮液タンク (1, 2号機共用) <input type="checkbox"/> 関連配管 (気体廃棄物処理系, ドレン移送系, 機器ドレン系, 床ドレン化学廃液系, 使用済樹脂・フィルタスラッジ系, 濃縮液系, 固化系, サイトバンカ設備)		<input type="checkbox"/> 屋外配管ダクト (タービン建物へ排気筒) 【S <sub>0</sub> 】	

変更なし

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (17/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 6. 放射線管理施設 (1) 放射線管理用計測装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主蒸気管放射線モニタ</li> <li>○格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル)</li> <li>○格納容器雰囲気放射線モニタ (サブレンジ)</li> <li>○燃料取替階放射線モニタ</li> <li>○原子炉棟排気高レベル放射線モニタ</li> <li>○非常用ガス処理系排ガス高レベル放射線モニタ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>□排気筒低レベル放射線モニタ</li> <li>□原子炉建物放射線モニタ (燃料取替階エリア)</li> <li>□モニタリングポスト (1号機設備, 1, 2, 3号機共用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子炉建物【Ss】</li> <li>□排気筒モニタ室【Sc】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1号機排気筒【Ss】</li> <li>□2号機南側切取斜面【Ss】</li> <li>□2号機西側切取斜面【Ss】*</li> </ul>
(2) 換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央制御室送風機</li> <li>○中央制御室非常用再循環送風機</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>□廃棄物処理建物非気処理装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理建物【Ss】</li> <li>○制御室建物【Ss】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐火障壁【Ss】</li> <li>○1号機原子炉建物【Ss】</li> </ul>

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (20/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 6. 放射線管理施設 (1) 放射線管理用計測装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主蒸気管放射線モニタ</li> <li>○格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル)</li> <li>○格納容器雰囲気放射線モニタ (サブレンジ)</li> <li>○燃料取替階放射線モニタ</li> <li>○原子炉棟排気高レベル放射線モニタ</li> <li>○非常用ガス処理系排ガス高レベル放射線モニタ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>□排気筒低レベル放射線モニタ</li> <li>□原子炉建物放射線モニタ (燃料取替階エリア)</li> <li>□モニタリングポスト (1号機設備, 1, 2, 3号機共用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子炉建物【Ss】</li> <li>□排気筒モニタ室【Sc】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1号機排気筒【Ss】</li> <li>□2号機南側切取斜面【Ss】</li> <li>□2号機西側切取斜面【Ss】*</li> <li>○仮設耐震構台【Ss】*</li> <li>○建物開口部竜巻防護対策設備【Ss】</li> <li>○土留め工 (親杭)【Ss】*</li> </ul>
(2) 換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央制御室送風機</li> <li>○中央制御室非常用再循環送風機</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>□廃棄物処理建物非気処理装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理建物【Ss】</li> <li>○制御室建物【Ss】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐火障壁【Ss】</li> <li>○1号機原子炉建物【Ss】</li> </ul>

①の相違  
1号機原子炉建物, 2号機南側切取斜面,  
1号機原子炉建物: 間接支持構造物以外にも波及的影響を及ぼすおそれがあることから, \*1(間接支持構造物のみへの波及的影響があるもの)を削除

仮設耐震構台, 土留め工(親杭): 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備: 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (18/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (2)換気設備 (つづき)	○中央制御室非常用再循環処理装置 イルタ ○関連配管(中央制御室空調換気系)	○原子炉遮蔽(ガンマ線遮蔽壁) ○原子炉二次遮蔽 ○補助遮蔽(原子炉建物) ○補助遮蔽(タービン建物) ○補助遮蔽(制御室建物) ○補助遮蔽(屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物) 南壁) ※		○タービン建物 【S <sub>0</sub> 】	○1号機タービン建物 【S <sub>1</sub> 】 ○1号機廃棄物処理建物 【S <sub>1</sub> 】
(3)生体遮蔽装置	○中央制御室遮蔽(1, 2号機共用) ②			①	

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (21/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (2)換気設備 (つづき)	○中央制御室非常用再循環処理装置 イルタ ○関連配管(中央制御室空調換気系)	○原子炉遮蔽(ガンマ線遮蔽壁) ○原子炉二次遮蔽 ○補助遮蔽(原子炉建物) ○補助遮蔽(タービン建物) ○補助遮蔽(制御室建物) ○補助遮蔽(屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物) ※		○タービン建物 【S <sub>0</sub> 】 ○屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物) 【S <sub>0</sub> 】	○1号機タービン建物 【S <sub>1</sub> 】 ○1号機廃棄物処理建物 【S <sub>1</sub> 】
(3)生体遮蔽装置	○中央制御室遮蔽(1号機設備, 1, 2号機共用) ②			②	

①の相違  
1号機タービン建物, 1号機廃棄物処理建物: 間接支持構造物以外にも波及的影響を及ぼすおそれがあることから, \*1(間接支持構造物のみへの波及的影響があるもの)を削除

②の相違  
屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物): 記載の適正化

中央制御室遮蔽(1号機設備, 1, 2号機共用), 補助遮蔽(屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)): 設備名称の適正化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (19/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 7. 原子炉格納施設 (1) 原子炉格納容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子炉格納容器</li> <li>○機器搬入口</li> <li>○逃がし安全弁搬出ハッチ</li> <li>○制御棒駆動機構棟 出ハッチ</li> <li>○サブレッションチエンバアクセスハッチ</li> <li>○所員用エアロック</li> <li>○配管貫通部</li> <li>○電気配線貫通部</li> </ul>			○原子炉建物【Ss】 <b>①</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子炉ウエルシールドブラグ【Ss】</li> <li>○1号機排気筒【Ss】</li> <li>○2号機南側切取斜面【Ss】</li> <li>○2号機西側切取斜面【Ss】</li> </ul>
(2) 原子炉建屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子炉建物原子炉棟 (二次格納施設)</li> <li>○原子炉建物機器搬出入口</li> <li>○原子炉建物エアロック</li> </ul>			○原子炉建物基礎スラブ【Ss】	

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (22/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 7. 原子炉格納施設 (1) 原子炉格納容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子炉格納容器</li> <li>○機器搬入口</li> <li>○逃がし安全弁搬出ハッチ</li> <li>○制御棒駆動機構棟 出ハッチ</li> <li>○サブレッションチエンバアクセスハッチ</li> <li>○所員用エアロック</li> <li>○配管貫通部</li> <li>○電気配線貫通部</li> </ul>			○原子炉建物【Ss】 <b>①</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子炉ウエルシールドブラグ【Ss】</li> <li>○1号機排気筒【Ss】</li> <li>○2号機南側切取斜面【Ss】</li> <li>○2号機西側切取斜面【Ss】</li> <li>○仮設耐震構台【Ss】</li> <li>○建物開口部竜巻防護対策設備【Ss】</li> <li>○土留め工 (親杭)【Ss】</li> </ul>
(2) 原子炉建屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子炉建物原子炉棟 (二次格納施設)</li> <li>○原子炉建物機器搬出入口</li> <li>○原子炉建物エアロック</li> </ul>			○原子炉建物基礎スラブ【Ss】	

①の相違  
1号機排気筒, 2号機南側切取斜面, 2号機西側切取斜面: 間接支持構造物以外にも波及的影響を及ぼすおそれがあることから, \*1 (間接支持構造物のみへの波及的影響があるもの。) を削除

仮設耐震構台, 土留め工 (親杭): 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備: 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記



表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (20/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (3)圧力低減設備その他の安全設備	<input type="checkbox"/> 真空破壊装置 <input type="checkbox"/> ダウンカメラ <input type="checkbox"/> ベントヘッダ <input type="checkbox"/> ドライウエルサブレイ管 <input type="checkbox"/> サブプレッションチエンバスブレイ管 <input type="checkbox"/> 非常用ガス処理系排風機 <input type="checkbox"/> 非常用ガス処理系前置ガス処理装置 <input type="checkbox"/> フィルタ <input type="checkbox"/> 非常用ガス処理系後置ガス処理装置 <input type="checkbox"/> フィルタ <input type="checkbox"/> 可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器 <input type="checkbox"/> 可燃性ガス濃度制御系再結合装置ブローロフ		<input type="checkbox"/> 関連配管(蒸着ガ制御系)	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理建物【Sc】 <input type="checkbox"/> タービン建物【Ss】 <input type="checkbox"/> 屋外配管ダクト(タービン建物へ排気筒)【Ss】	<input type="checkbox"/> 耐火障壁【Ss】 <input type="checkbox"/> 復水輸送系配管【Ss】 <input type="checkbox"/> 復水系配管【Ss】 <input type="checkbox"/> グラント蒸気排ガスフィルタ【Ss】 <input type="checkbox"/> 1号機タービン建物【Ss】*1

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (23/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (3)圧力低減設備その他の安全設備	<input type="checkbox"/> 真空破壊装置 <input type="checkbox"/> ダウンカメラ <input checked="" type="checkbox"/> ベント管 <input type="checkbox"/> ベント管ベローズ <input type="checkbox"/> ベントヘッダ <input type="checkbox"/> ドライウエルサブレイ管 <input type="checkbox"/> サブプレッションチエンバスブレイ管 <input type="checkbox"/> 非常用ガス処理系排風機 <input type="checkbox"/> 非常用ガス処理系前置ガス処理装置 <input type="checkbox"/> フィルタ <input type="checkbox"/> 非常用ガス処理系後置ガス処理装置 <input type="checkbox"/> フィルタ <input type="checkbox"/> 可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器		<input type="checkbox"/> 関連配管(蒸着ガ制御系)	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理建物【Sc】 <input type="checkbox"/> タービン建物【Ss】 <input type="checkbox"/> 屋外配管ダクト(タービン建物へ排気筒)【Ss】	<input type="checkbox"/> 耐火障壁【Ss】 <input type="checkbox"/> 復水輸送系配管【Ss】 <input type="checkbox"/> 復水系配管【Ss】 <input type="checkbox"/> グラント蒸気排ガスフィルタ【Ss】 <input type="checkbox"/> 1号機タービン建物【Ss】*1

③の相違  
ベント管, ベント管ベローズ: 原子炉格納容器の一部と整理していましたが, 別表第二に合わせ細分化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (2 1 / 3 0)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (3) 圧力低減設備その他の安全設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○可燃性ガス濃度制御系再結合装置</li> <li>○可燃性ガス濃度制御系再結合装置再結合器</li> <li>○可燃性ガス濃度制御系再結合装置冷却器</li> <li>○関連配管・弁(非常用ガス処理系, 可燃性ガス濃度制御御系, 窒素ガス制御御系)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>○格納容器空気置換排風機</li> </ul> <b>【S s】</b>

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (2 4 / 3 7)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (3) 圧力低減設備その他の安全設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○可燃性ガス濃度制御系再結合装置ブロー</li> <li>○可燃性ガス濃度制御系再結合装置</li> <li>○可燃性ガス濃度制御系再結合装置再結合器</li> <li>○可燃性ガス濃度制御系再結合装置冷却器</li> <li>○関連配管・弁(非常用ガス処理系, 可燃性ガス濃度制御御系, 窒素ガス制御御系)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>○格納容器空気置換排風機</li> </ul> <b>【S s】</b>

変更なし

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (22/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 8. その他発電用原子炉の附属施設 (1) 非常用発電装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常用ディーゼル発電設備(ディーゼル機関)</li> <li>○非常用ディーゼル発電設備(調速装置)</li> <li>○非常用ディーゼル発電設備(非常調速装置)</li> <li>○非常用ディーゼル発電設備(冷却水ポンプ)</li> <li>○非常用ディーゼル発電設備(空気だめ)</li> <li>○非常用ディーゼル発電設備(ディーゼル燃料ディタンク)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子炉建物【Ss】</li> <li>○排気筒の基礎【Ss】</li> <li>○B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽【Ss】</li> <li>○タービン建物【Ss】</li> <li>○屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)【Ss】</li> <li>○屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)【Ss】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1号機排気筒【Ss】</li> <li>□2号機南側切取斜面【Ss】<sup>#1</sup></li> <li>□2号機西側切取斜面【Ss】<sup>#1</sup></li> <li>○燃料移送ポンプエリア電巻防護対策設備【Ss】</li> <li>○復水貯蔵タンク遮断壁【Ss】<sup>#1</sup></li> <li>○1号機タービン建物【Ss】<sup>#1</sup></li> <li>○グランド蒸気排ガスフィルタ【Ss】</li> </ul>

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (25/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 8. その他発電用原子炉の附属施設 (1) 非常用発電装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常用ディーゼル発電設備(ディーゼル機関)</li> <li>○非常用ディーゼル発電設備(調速装置)</li> <li>○非常用ディーゼル発電設備(非常調速装置)</li> <li>○非常用ディーゼル発電設備(冷却水ポンプ)</li> <li>○非常用ディーゼル発電設備(空気だめ)</li> <li>○非常用ディーゼル発電設備(ディーゼル燃料ディタンク)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子炉建物【Ss】</li> <li>○排気筒の基礎【Ss】</li> <li>○B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽【Ss】</li> <li>○タービン建物【Ss】</li> <li>○屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)【Ss】</li> <li>○屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)【Ss】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1号機排気筒【Ss】</li> <li>□2号機南側切取斜面【Ss】<sup>#1</sup></li> <li>□2号機西側切取斜面【Ss】<sup>#1</sup></li> <li>○ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備【Ss】</li> <li>○復水貯蔵タンク遮断壁【Ss】<sup>#1</sup></li> <li>○1号機タービン建物【Ss】<sup>#1</sup></li> <li>○グランド蒸気排ガスフィルタ【Ss】</li> <li>○仮設耐震構台【Ss】<sup>#1</sup></li> <li>○建物開口部電巻防護対策設備【Ss】<sup>#1</sup></li> <li>○土留め工(親杭)【Ss】<sup>#1</sup></li> </ul>

②の相違  
ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備：竜巻、火山、溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更

①の相違  
仮設耐震構台、土留め工（親杭）：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (23/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (1)非常用発電装置 (つづき)	○非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃料移送ポンプ※ ○非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃料移送ポンプ※ ○非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク※ ○非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク※ ○非常用ディーゼル発電設備(発電機) ○非常用ディーゼル発電設備(励磁装置)				

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (26/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (1)非常用発電装置 (つづき)	○非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃料移送ポンプ※ ○非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃料移送ポンプ※ ○非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク※ ○非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク※ ○非常用ディーゼル発電設備(発電機) ○非常用ディーゼル発電設備(励磁装置)				

変更なし

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (24/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (1)非常用発電装置 (つづき)	○非常用ディーゼル発電設備(保護継電装置) ○高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備(ディーゼル機関) ○高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備(調速装置) ○高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備(非常調速装置) ○高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備(冷却水ポンプ) ○高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備(空気だめ)				

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (27/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (1)非常用発電装置 (つづき)	○非常用ディーゼル発電設備(保護継電装置) ○高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備(ディーゼル機関) ○高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備(調速装置) ○高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備(非常調速装置) ○高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備(冷却水ポンプ) ○高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備(空気だめ)				

変更なし



表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (25/30)

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (28/37)

変更なし

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (1)非常用発電装置 (つづき)	○高圧炉心スプレイス 系ディーゼル発電 設備 ディーゼル燃 料タンク ○高圧炉心スプレイス 系ディーゼル発電 設備 ディーゼル燃 料移送ポンプ※ ○高圧炉心スプレイス 系ディーゼル発電 設備 ディーゼル燃 料貯蔵タンク※ ○高圧炉心スプレイス 系ディーゼル発電 設備(発電機) ○高圧炉心スプレイス 系ディーゼル発電 設備(励磁装置)				

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (1)非常用発電装置 (つづき)	○高圧炉心スプレイス 系ディーゼル発電 設備 ディーゼル燃 料タンク ○高圧炉心スプレイス 系ディーゼル発電 設備 ディーゼル燃 料移送ポンプ※ ○高圧炉心スプレイス 系ディーゼル発電 設備 ディーゼル燃 料貯蔵タンク※ ○高圧炉心スプレイス 系ディーゼル発電 設備(発電機) ○高圧炉心スプレイス 系ディーゼル発電 設備(励磁装置)				

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (26/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (1)非常用発電装置 (つづき)	○高圧炉心スプレイス 系ディーゼル発電 設備(保電継電装 置) ○周連配管・弁(非常 用ディーゼル発電 設備、高圧炉心スプ レイ系ディーゼル 発電設備)※				
(2)その他の電源装置 (非常用のものに 限る。)	○計表用無停電交流 電源装置※ ○B1-115V系充電器 (SA)※ ○230V系蓄電池 (RCIC) ○A-115V系蓄電池 ○B-115V系蓄電池 ○B1-115V系蓄電池 (SA)※		□230V系充電器(常 用)	○廃棄物処理建物 【Ss】	○1号機原子炉建物 【Ss】*1 ○1号機廃棄物処理建物 【Ss】*1

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (29/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (1)非常用発電装置 (つづき)	○高圧炉心スプレイス 系ディーゼル発電 設備(保電継電装 置) ○周連配管・弁(非常 用ディーゼル発電 設備、高圧炉心スプ レイ系ディーゼル 発電設備)※				
(2)その他の電源装置 (非常用のものに 限る。)	○計表用無停電交流 電源装置※ ○B1-115V系充電器 (SA)※ ○230V系蓄電池 (RCIC) ○A-115V系蓄電池 ○B-115V系蓄電池 ○B1-115V系蓄電池 (SA)※		□230V系充電器(常 用)	○廃棄物処理建物 【Ss】	○1号機原子炉建物 【Ss】*1 ○1号機廃棄物処理建物 【Ss】*1

変更なし

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (27/30)

設備名称 耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(2) その他の電源装置 (非常用のものに限る。) (つづき) (3) 常用電源設備	○高圧炉心スプレイ 系蓄電池 ○原子炉中性子計装 用蓄電池		<input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 励磁装置 <input type="checkbox"/> 保護継電装置 <input type="checkbox"/> モニタリングボス ト用発電機(1号機 設備, 1, 2, 3号 機共用) <input type="checkbox"/> 励磁装置(1号機設 備, 1, 2, 3号機 共用) <input type="checkbox"/> 保護継電装置(1号 機設備, 1, 2, 3 号機共用)	<input type="checkbox"/> 8 m盛排水ポンプ 室【S.c】	
(4) 火災防護設備			<input type="checkbox"/> サイトバンカ建物 消火ポンプ※		

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (30/37)

設備名称 耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(2) その他の電源装置 (非常用のものに限る。) (つづき) (3) 常用電源設備	○高圧炉心スプレイ 系蓄電池 ○原子炉中性子計装 用蓄電池		<input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 励磁装置 <input type="checkbox"/> 保護継電装置 <input type="checkbox"/> モニタリングボス ト用発電機(1号機 設備, 1, 2, 3号 機共用) <input type="checkbox"/> 励磁装置(1号機設 備, 1, 2, 3号機 共用) <input type="checkbox"/> 保護継電装置(1号 機設備, 1, 2, 3 号機共用)	<input type="checkbox"/> 8 m盛排水ポンプ 室【S.c】	
			<input checked="" type="checkbox"/> 主変圧器 <input checked="" type="checkbox"/> 保護継電装置		

③の相違  
主変圧器, 保護継電装置: 第2回補正申請  
以降の対象設備の追加に伴う適正化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (28/30)

設備名称 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(4) 火災防護設備 (つづき)		<input type="checkbox"/> 防波壁※ <input type="checkbox"/> 防波壁通路防波壁※ <input type="checkbox"/> 1号機道路縮小工※ <input type="checkbox"/> 屋外排水路逆止弁※ <input type="checkbox"/> 防水壁※	<input type="checkbox"/> 水密扉※ <input type="checkbox"/> 浸水防止壁※ <input type="checkbox"/> 防水板※ <input type="checkbox"/> 貫通部止水処置※	<input type="checkbox"/> サイトバンカ建物 <input type="checkbox"/> 消火タンク※ <input type="checkbox"/> 水素濃度検知器※ <input type="checkbox"/> 消火栓 (屋外消火栓、屋内消火栓)※ <input type="checkbox"/> 消火器※ <input type="checkbox"/> 移動式消火設備 (化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車)※ <input type="checkbox"/> 高感度煙検出設備※ <input type="checkbox"/> 関連配管 (水)※	<input type="checkbox"/> 取水槽【Ss】 <input type="checkbox"/> 1号機取水槽北側壁【Ss】 <input type="checkbox"/> 防波壁【Ss】 <input type="checkbox"/> 制御室建物【Ss】 <input type="checkbox"/> 屋外配管ダクト(タービン建物へ放水槽)【Ss】	<input type="checkbox"/> サイトバンカ建物【Ss】 <input type="checkbox"/> 防波壁 (東端部) 周辺斜面【Ss】 <input type="checkbox"/> 防波壁 (西端部) 周辺斜面【Ss】 <input type="checkbox"/> 2号機放水路 <input type="checkbox"/> 3号機放水路 <input type="checkbox"/> 1号機取水槽
	(5) 浸水防護施設	<input type="checkbox"/> 防波壁※ <input type="checkbox"/> 防波壁通路防波壁※ <input type="checkbox"/> 1号機道路縮小工※ <input type="checkbox"/> 屋外排水路逆止弁※ <input type="checkbox"/> 防水壁※	<input type="checkbox"/> 水密扉※ <input type="checkbox"/> 浸水防止壁※ <input type="checkbox"/> 防水板※ <input type="checkbox"/> 貫通部止水処置※	<input type="checkbox"/> 水密扉【Ss】※ <input type="checkbox"/> 浸水防止壁【Ss】※ <input type="checkbox"/> 防水板【Ss】※ <input type="checkbox"/> 防水壁【Ss】※ <input type="checkbox"/> 通水扉【Ss】※ <input type="checkbox"/> 床ドレン逆止弁【Ss】※	<input type="checkbox"/> 取水槽【Ss】 <input type="checkbox"/> 1号機取水槽北側壁【Ss】 <input type="checkbox"/> 防波壁【Ss】 <input type="checkbox"/> 制御室建物【Ss】 <input type="checkbox"/> 屋外配管ダクト(タービン建物へ放水槽)【Ss】	<input type="checkbox"/> サイトバンカ建物【Ss】 <input type="checkbox"/> 防波壁 (東端部) 周辺斜面【Ss】 <input type="checkbox"/> 防波壁 (西端部) 周辺斜面【Ss】 <input type="checkbox"/> 2号機放水路 <input type="checkbox"/> 3号機放水路 <input type="checkbox"/> 1号機取水槽

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (31/37)

設備名称 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
(3) 常用電源設備 (つづき)				<input type="checkbox"/> 220kV 送電線用遮断器 (1, 2, 3号機共用) <input type="checkbox"/> 保護継電装置 (1, 2, 3号機共用)		
	(4) 火災防護設備		<input type="checkbox"/> 補助消火ポンプ格納槽【Sc】 <input type="checkbox"/> 8m盤消火ポンプ室【Sc】	<input type="checkbox"/> 補助消火ポンプ※ <input type="checkbox"/> 補助消火ポンプ※ <input type="checkbox"/> サイトバンカ建物消火ポンプ※ <input type="checkbox"/> サイトバンカ建物消火タンク※ <input type="checkbox"/> 4.4m盤消火ポンプ※ <input type="checkbox"/> 4.4m盤消火タンク※ <input type="checkbox"/> 4.5m盤消火ポンプ※ <input type="checkbox"/> 4.5m盤消火タンク※	<input type="checkbox"/> 補助消火ポンプ格納槽【Sc】 <input type="checkbox"/> 8m盤消火ポンプ室【Sc】 <input type="checkbox"/> 4.4m盤消火ポンプ室【Sc】 <input type="checkbox"/> 4.5m盤消火ポンプ室【Sc】	

②の相違  
\*4, \*5 : 記載の適正化

③の相違  
220kV 送電線用遮断器 (1, 2, 3号機共用), 保護継電装置 (1, 2, 3号機共用) : 第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化

火災防護設備 (機器) : 第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化

補助消火ポンプ格納槽, 4.4m盤消火ポンプ室, 4.5m盤消火ポンプ室 : 火災防護設備の追加に伴う適正化

制御室建物 : 火災防護設備が追加されたことに伴い, 火災防護設備の間接支持構造物として先に記載されるため浸水防護施設の行から削除

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (32/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (4) 火災防護設備 (つづき)			<input type="checkbox"/> 50m盤消火ポンプ※ <input type="checkbox"/> 50m盤消火タンク※ ○ハロゲン化物消火設備(原子炉建物) ハロゲン化物ポンベ、選択弁及び制御盤【Ss】※※ ○ハロゲン化物消火設備(廃棄物処理建物) ハロゲン化物ポンベ、選択弁及び制御盤【Ss】※※ ○ハロゲン化物消火設備(制御室建物) ハロゲン化物ポンベ、選択弁及び制御盤【Ss】※※	<input type="checkbox"/> 50m盤消火ポンプ※ <input type="checkbox"/> 50m盤消火タンク※ ○制御室建物【Ss】	③ ③

③の相違  
 火災防護設備(機器): 第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化  
 50m盤消火ポンプ室, 制御室建物: 火災防護設備の追加に伴う適正化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (33/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (1)火災防護設備 (つづき)			○ハロゲン化物消火 設備 (タービン建 物) ハロゲン化物 ボンベ、選択弁及び 制御盤【S s】*※ ○ハロゲン化物消火 設備 (ディーゼル発 電機燃料貯蔵タン クエリア) ハロゲ ン化物ボンベ、選択 弁及び制御盤 【S s】*※ ○火災受信機盤 【S s】*※ ○煙感知器【S s】* ※ ○熱感知器【S s】* ※ ○煙感知器 (防塵) 【S s】*※		
		③			

③の相違  
 火災防護設備 (機器) : 第2回補正申請以降  
 の対象設備の追加に伴う適正化



表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (34/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (4) 火災防護設備 (つづき)			<input checked="" type="checkbox"/> 熱感知器 (防煙)【S s】 <sup>※</sup> <input type="checkbox"/> 炎感知器【S s】 <sup>※</sup> <input type="checkbox"/> 煙吸引式検出設備【S s】 <sup>※</sup> <input type="checkbox"/> 熱感知カメラ【S s】 <sup>※</sup> <input type="checkbox"/> 本素煙度検知器 <sup>※</sup> <input type="checkbox"/> 消火栓 (屋外消火栓, 屋内消火栓) <sup>※</sup> <input type="checkbox"/> 消火器 <sup>※</sup> <input type="checkbox"/> 移動式消火設備 (化学消防自動車, 小型動力ポンプ付水櫃車) <sup>※</sup> <input type="checkbox"/> 高感度煙検出設備 <sup>※</sup> <input type="checkbox"/> 閃光警報 (水) <sup>※</sup>		
		③			

③の相違  
 火災防護設備 (機器) : 第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (29/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (5) 浸水防護施設 (つづき)	<input type="checkbox"/> 水密扉※ <input type="checkbox"/> 床ドレン逆止弁※ <input type="checkbox"/> 隔離弁※ <input type="checkbox"/> ボンフ※ <input type="checkbox"/> 配置※ <input type="checkbox"/> 貫通部止水処置※ <input type="checkbox"/> 取水槽水位※ <input type="checkbox"/> 津波監視カメラ※ <input type="checkbox"/> タービン補機海水系隔離システム※	<input type="checkbox"/> 水密扉※ <input type="checkbox"/> 浸水防止扉※ <input type="checkbox"/> 防水板※ <input type="checkbox"/> 貫通部止水処置※	<input type="checkbox"/> 貫通部止水処置【Ss】※ <input type="checkbox"/> 大型タンク隔離システム【Ss】※ <input type="checkbox"/> 循環水系隔離システム【Ss】※ <input type="checkbox"/> 燃料プール冷却系弁閉止システム【Ss】※ <input type="checkbox"/> 地下水位低下設備【Ss】※	<input type="checkbox"/> サイトバンカ建物【Ss】 <input type="checkbox"/> 復水貯蔵タンク遮断壁【Ss】 <input type="checkbox"/> 補助復水貯蔵タンク遮断壁【Ss】 <input type="checkbox"/> トーラス水受入タンク遮断壁【Ss】 <input type="checkbox"/> 1号機取水ポンプエリア電巻防護対策設備【Ss】 <input type="checkbox"/> 取水槽循環水ポンプエリア電巻防護対策設備【Ss】 <input type="checkbox"/> 取水槽海水ポンプエリア防水壁【Ss】 <input type="checkbox"/> タービン補機海水ストレーナー【Ss】 <input type="checkbox"/> タービン補機海水系配管【Ss】 <input type="checkbox"/> 排気筒モニタ室【Ss】※ <input type="checkbox"/> 主排気ダクト【Ss】※	

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (35/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (1) 火災防護設備 (つづき)	<input type="checkbox"/> 防炎扉※ <input type="checkbox"/> 防炎壁通路防護扉※ <input type="checkbox"/> 1号機取水槽流路縮小工※ <input type="checkbox"/> 屋外排水路逆止弁※ <input type="checkbox"/> 防水壁※ <input type="checkbox"/> 水密扉※ <input type="checkbox"/> 床ドレン逆止弁※ <input type="checkbox"/> 隔離弁※ <input type="checkbox"/> ボンフ※ <input type="checkbox"/> 配置※ <input type="checkbox"/> 貫通部止水処置※	<input type="checkbox"/> 水密扉※ <input type="checkbox"/> 浸水防止扉※ <input type="checkbox"/> 防水板※ <input type="checkbox"/> 貫通部止水処置※	<input type="checkbox"/> 閉連配管(ハネロゲン化物消火設備)【Ss】※ <input type="checkbox"/> 水密扉【Ss】※ <input type="checkbox"/> 浸水防止扉【Ss】※ <input type="checkbox"/> 防水板【Ss】※ <input type="checkbox"/> 防水壁【Ss】※ <input type="checkbox"/> 通水扉【Ss】※ <input type="checkbox"/> 床ドレン逆止弁【Ss】※ <input type="checkbox"/> 貫通部止水処置【Ss】※ <input type="checkbox"/> 貫通部止水処置システム【Ss】※ <input type="checkbox"/> 循環水系隔離システム【Ss】※	<input type="checkbox"/> 取水槽【Ss】 <input type="checkbox"/> 1号機取水槽北側壁【Ss】 <input type="checkbox"/> 防炎壁【Ss】 <input type="checkbox"/> 屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽)【Ss】 <input type="checkbox"/> サイトバンカ建物【Ss】 <input type="checkbox"/> 復水貯蔵タンク遮断壁【Ss】 <input type="checkbox"/> 補助復水貯蔵タンク遮断壁【Ss】 <input type="checkbox"/> トーラス水受入タンク遮断壁【Ss】	<input type="checkbox"/> サイトバンカ建物【Ss】 <input type="checkbox"/> 防炎壁(東端部) 周辺斜向【Ss】 <input type="checkbox"/> 防炎壁(西端部) 周辺斜向【Ss】 <input type="checkbox"/> 2号機放水路 <input type="checkbox"/> 3号機放水路 <input type="checkbox"/> 1号機取水ポンプエリア電巻防護対策設備【Ss】 <input type="checkbox"/> 1号機取水槽ビット部及び1号機取水槽遮断壁【Ss】 <input type="checkbox"/> 取水槽ガントリクレーン【Ss】 <input type="checkbox"/> 循環水系配管【Ss】 <input type="checkbox"/> 取水槽海水ポンプエリア電巻防護対策設備【Ss】 <input type="checkbox"/> 取水槽循環水ポンプエリア電巻防護対策設備【Ss】 <input type="checkbox"/> 取水槽海水ポンプエリア防水壁【Ss】 <input type="checkbox"/> タービン補機海水ストレーナー【Ss】 <input type="checkbox"/> タービン補機海水系配管【Ss】 <input type="checkbox"/> 排気筒モニタ室【Ss】※ <input type="checkbox"/> 主排気ダクト【Ss】※

②の相違  
 \*5, \*6: 記載の適正化  
 1号機取水槽流路縮小工: 設備名称の適正化  
 取水槽海水ポンプエリア電巻防護対策設備, 取水槽循環水ポンプエリア電巻防護対策設備: 電巻, 火山, 溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更  
 取水槽海水ポンプエリア防水壁: 「取水槽海水ポンプエリア防護対策設備」に含まれると整理するため削除  
 ③の相違  
 火災防護設備(機器), 通水扉: 第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (36/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (5)浸水防護施設 (つづき)	<input type="checkbox"/> 取水槽水位計 <input type="checkbox"/> 津波監視カメラ ※ <input type="checkbox"/> タービン補機海水系隔離システム ※	<input type="checkbox"/> 燃料プール冷却系弁閉止システム <input type="checkbox"/> 地下水位低下設備 <input type="checkbox"/> 被水防護カバー	<input type="checkbox"/> 排気筒(空調換気系用)【S s】	<input type="checkbox"/> 取水槽海水ポンプエリア防護対策設備【S s】 <input type="checkbox"/> 取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備【S s】 <input type="checkbox"/> タービン補機海水ストレーナー【S s】 <input type="checkbox"/> タービン補機海水系配管【S s】 <input type="checkbox"/> 排気筒モニタ室【S s】 <sup>※1</sup> <input type="checkbox"/> 主排気ダクト【S s】 <sup>※1</sup> <input type="checkbox"/> タービン補機冷却系熱交換器【S s】 <sup>※1</sup> <input type="checkbox"/> 放水槽【S s】 <sup>※1</sup> <input type="checkbox"/> ディーゼル燃料貯蔵タンク室【S s】 <sup>※1</sup>	

①の相違  
放水槽、ディーゼル燃料貯蔵タンク室：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

②の相違  
\*5, \*6：記載の適正化

取水槽海水ポンプエリア防護対策設備，取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備：竜巻，火山，溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更

タービン補機冷却系熱交換器：浸水防護施設への影響であるため，原子炉補機冷却設備の波及的影響を考慮すべき施設の行から削除し，浸水防護施設の波及的影響を考慮すべき施設の行へ追加

③の相違  
被水防護カバー：第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (30/30)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (6) 補機駆動用燃料設備	○非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃料貯蔵タンク※ ○非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク※ ○高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備 ディーゼル燃料貯蔵タンク※				
(7) 非常用取水設備			○取水槽※ ○取水管※ ○取水口※		

注記\*1：間接支持構造物のみへの波及的影響があるもの。  
 \*2：Sクラスに属するものはPX293-1A, PX293-1B, PX293-1C, PX298-5A, PX298-5B, Cクラスに属するものはPX204-4, PX204-5  
 \*3：Sクラスに属するものはLX293-1A, LX293-1B, LX293-1C, LX293-1D, Cクラスに属するものはLX204-1A, LX204-1B, LX204-1C  
 \*4：火災感知及び消火の機能並びに地震時の溢水伝播を防止する設備等としての耐震設計方針を示す。  
 \*5：津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備としての耐震重要度を示す。

表2-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (37/37)

耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
設備名称 (6) 補機駆動用燃料設備	—				
(7) 非常用取水設備			○取水槽※ ○取水管※ ○取水口※		

注記\*1：間接支持構造物のみへの波及的影響があるもの。  
 \*2：Sクラスに属するものはPX293-1A, PX293-1B, PX293-1C, PX298-5A, PX298-5B (原子炉建物に設置), Cクラスに属するものはPX204-4, PX204-5 (原子炉建物に設置)  
 \*3：Sクラスに属するものはLX293-1A, LX293-1B, LX293-1C, LX293-1D (原子炉建物に設置) Cクラスに属するものはLX204-1A, LX204-1B, LX204-1C (原子炉建物に設置)  
 \*4：Sクラスに属するものはTE202-4A, B, C, D, TE202-5A, B, C, D, TE202-6A, B, C, D, TE202-7A, B, C, D (原子炉建物に設置), Cクラスに属するものはTE202-8A, B, C, D, TE202-9A, B, C, D (タービン建物に設置)  
 \*5：火災感知及び消火の機能並びに地震時の溢水伝播を防止する設備等としての耐震設計方針を示す。  
 \*6：津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備としての耐震重要度を示す。

②の相違  
 補助駆動用燃料設備 (タンク) : 記載の適正化  
 原子炉建物に設置 (\*2, \*3) : 設置場所が分かるように追記  
 \*4 : 主蒸気隔離弁閉信号 (主蒸気管トンネル温度高) のうちSクラス, Cクラス機器の違いが分かるように注記\*4を追記  
 \*5, \*6 : 記載の適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (1/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
耐震設計上の分類 基準地震動Ssによる地震力に 対して重大事故 等に対処するた めに必要な機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	1. 常設耐震重要重大 事故防止設備 常設重大事故防止設 備であって、耐震重 要施設に属する設計 基準事故対処設備が 有する機能を代替す るもの	(1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール ・使用済燃料貯蔵ラック ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック ・燃料プール冷却系熱交換器 ・燃料プール冷却ポンプ ・スキマサージタンク ・関連配管 ・サイフォンブレイク配管	・機器・配管等の支 持構造物	・原子炉建物【Ss】 ②	・原子炉建物天井クレ ーン【Ss】 ・燃料取扱機【Ss】 ・制御棒貯蔵ハンガ 【Ss】 ・チャンネル着脱装置 【Ss】 ・チャンネル取扱プ ー【Ss】 ・1号機排気筒 【Ss】 ・2号機西側切取斜面 【Ss】 ・2号機南側切取斜面 【Ss】
		(2)原子炉冷却系統施設 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキ ュムレータ ・主蒸気逃がし安全弁	・機器・配管等の支 持構造物	・原子炉建物【Ss】 ・第1ベントフィル タ格納槽【Ss】	・ガンマ線遮蔽壁 【Ss】

【 】内は検討用地震動を示す。

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (1/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
耐震設計上の分類 基準地震動Ssによる地震力に 対して重大事故 等に対処するた めに必要な機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	1. 常設耐震重要重大 事故防止設備 常設重大事故防止設 備であって、耐震重 要施設に属する設計 基準事故対処設備が 有する機能を代替す るもの	(1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール ・使用済燃料貯蔵ラック ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック ・燃料プール冷却系熱交換器 ・燃料プール冷却ポンプ ・スキマサージタンク ・関連配管 ③ ・燃料プール冷却系ディフューザ ・サイフォンブレイク配管	・機器・配管等の支 持構造物	・原子炉建物【Ss】 ②	・原子炉建物天井クレ ーン【Ss】 ・燃料取扱機【Ss】 ・制御棒貯蔵ハンガ 【Ss】 ・チャンネル着脱装置 【Ss】 ・チャンネル取扱プ ー【Ss】 ・1号機排気筒 【Ss】 ・2号機西側切取斜面 【Ss】 ・2号機南側切取斜面 【Ss】 ① ・仮設耐震構台 【Ss】* ・建物開口部竜巻防護 対策設備【Ss】*
		(2)原子炉冷却系統施設 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキ ュムレータ ・主蒸気逃がし安全弁	・機器・配管等の支 持構造物	・原子炉建物【Ss】 ・第1ベントフィル タ格納槽【Ss】	・ガンマ線遮蔽壁 【Ss】

【 】内は検討用地震動を示す。

備考

①の相違  
 仮設耐震構台：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
 \*：記載の適正化

③の相違  
 燃料プール冷却系ディフューザ：第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (2/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に必要機能は損なわれないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連配管</li> <li>・ 関連弁</li> <li>・ 高圧原子炉代替注水ポンプ</li> <li>・ C-残留熱除去系ストレーナ</li> <li>・ 低圧原子炉代替注水ポンプ</li> <li>・ 低圧原子炉代替注水水槽</li> <li>・ ほう酸水貯蔵タンク</li> <li>・ 原子炉補機冷却系サージタンク</li> <li>・ 残留熱除去系熱交換器</li> <li>・ 原子炉圧力容器</li> <li>・ 炉心シュラウド</li> <li>・ シュラウドサポート</li> <li>・ 上部格子板</li> <li>・ 炉心支持板</li> <li>・ 燃料支持金具</li> <li>・ 制御棒案内管</li> <li>・ 原子炉格納容器</li> <li>・ 配管貫通部</li> <li>・ 圧力開放板</li> <li>・ 遠隔手動弁操作機構</li> <li>・ 第1ベントフィルタ格納格納遮蔽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉圧力容器支持スカート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽【S s】</li> <li>・ 原子炉圧力容器ベアスタル【S s】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉ウェルシールドブラグ【S s】</li> <li>・ 1号機排気筒【S s】</li> <li>・ 2号機南側切取斜面【S s】</li> <li>・ 2号機西側切取斜面【S s】</li> <li>・ 2号機南側盛土斜面【S s】</li> <li>・ 2号機南側盛土斜面【S s】</li> </ul>

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (2/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に必要機能は損なわれないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 原子炉冷却系統施設</li> <li>・ 逃がし安全弁逃がし弁機能用アキユムレータ</li> <li>・ 主蒸気逃がし安全弁</li> <li>・ 関連配管</li> <li>・ 関連弁</li> <li>・ 高圧原子炉代替注水ポンプ</li> <li>・ C-残留熱除去系ストレーナ</li> <li>・ 低圧原子炉代替注水ポンプ</li> <li>・ 低圧原子炉代替注水水槽</li> <li>・ ほう酸水貯蔵タンク</li> <li>・ 原子炉補機冷却系サージタンク</li> <li>・ 残留熱除去系熱交換器</li> <li>・ 原子炉圧力容器</li> <li>・ 炉心シュラウド</li> <li>・ シュラウドサポート</li> <li>・ 上部格子板</li> <li>・ 炉心支持板</li> <li>・ 燃料支持金具</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器・配管等の支持構造物</li> <li>・ 原子炉圧力容器支持スカート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①</li> <li>・ 原子炉建物【S s】</li> <li>・ 第1ベントフィルタ格納槽【S s】</li> <li>・ 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽【S s】</li> <li>・ 原子炉圧力容器ベアスタル【S s】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①</li> <li>・ 土留め工（親杭）【S s】*</li> <li>・ ガンマ線遮蔽壁【S s】</li> <li>・ 原子炉ウェルシールドブラグ【S s】</li> <li>②</li> <li>・ 1号機排気筒【S s】</li> <li>・ 2号機南側切取斜面【S s】</li> <li>・ 2号機西側切取斜面【S s】</li> <li>・ 2号機南側盛土斜面【S s】</li> <li>・ 仮設耐震構台【S s】</li> <li>・ 建物開口部巻防護対策設備【S s】*</li> <li>・ 補助消火水槽【S s】</li> </ul>

①の相違  
土留め工（親杭）、仮設耐震構台、補助消火水槽：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
\*：記載の適正化

2号機南側盛土斜面：間接支持構造物以外にも波及的影響を及ぼすおそれがあることから、\*1（間接支持構造物のみへの波及的影響があるもの。）を削除



表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (3/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に 対して重大事故 等に対処するた めに必要な機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	1. 常設耐震重要重大 事故防止設備 常設重大事故防止設 備であって、耐震重 要施設に属する設計 基幹事故対処設備が 有する機能を代替す るもの	・配管遮蔽 ・第1ベントフィルタスクラバ容器 ・第1ベントフィルタ銀ゼオライト 容器 ・給水スパーージャ ・低圧注水配管 (原子炉圧力容器 内部) (3)計測制御系統施設 ・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・水圧制御ユニット (アキユムレー タ) ・水圧制御ユニット (窒素容器) ・閥連弁 ・閥連配管 ・ほう酸水注入ポンプ ・ほう酸水貯蔵タンク ・中性子濃縮域計装 ・中間領域計装 ・出力領域計装 ・高圧原子炉代替注水流量	・機器・配管等の支 持構造物 ・電気計装設備等の 支持構造物 ・原子炉圧力容器支 持スカート (3)	・原子炉建物【Ss】 ・原子炉圧力容器 ペダスタル (3) 【Ss】 ・廃棄物処理建物 【Ss】 ・ガスタービン発電 機建物【Ss】(2) ・第1ベントフィル タ格納槽【Ss】	・ガンマ線遮蔽壁 【Ss】 ・中央制御室天井照明 【Ss】 ・1号機排気筒 【Ss】 ・2号機側面切取斜面 【Ss】 ・2号機西側切取斜面 【Ss】 ・1号機原子炉建 物【Ss】(3)

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (3/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に 対して重大事故 等に対処するた めに必要な機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	1. 常設耐震重要重大 事故防止設備 常設重大事故防止設 備であって、耐震重 要施設に属する設計 基幹事故対処設備が 有する機能を代替す るもの	・制御棒案内管 ・原子炉格納容器 ・配管貫通部 ・圧力開放板 ・遠隔手動弁操作機構 ・第1ベントフィルタ格納槽遮蔽 ・配管遮蔽 ・第1ベントフィルタスクラバ容器 ・第1ベントフィルタ銀ゼオライト 容器 ・給水スパーージャ ・低圧注水配管 (原子炉圧力容器 内部) (3)計測制御系統施設 ・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・水圧制御ユニット (アキユムレー タ) ・水圧制御ユニット (窒素容器) ・閥連弁 ・閥連配管	・機器・配管等の 支持構造物 ・電気計装設備等 の支持構造物 ・原子炉圧力容器 支持スカート	① ・原子炉建物【Ss】 ・原子炉圧力容器 ペダスタル 【Ss】 ・廃棄物処理建物 【Ss】	① ・土留め工 (親杭) 【Ss】
			・機器・配管等の 支持構造物 ・電気計装設備等 の支持構造物 ・原子炉圧力容器 支持スカート	・原子炉建物【Ss】 ・原子炉圧力容器 ペダスタル 【Ss】 ・廃棄物処理建物 【Ss】	・ガンマ線遮蔽壁 【Ss】 ・耐火障壁【Ss】 ・1号機排気筒 【Ss】 ・2号機側面切取斜面 【Ss】

①の相違  
土留め工(親杭):「VI-2-1-5 波及的影響に  
係る基本方針」の資料で修正したことによ  
る反映

②の相違  
\*: 記載の適正化

③の相違  
制御室建物, 中央制御室天井照明: 対象設  
備(自動減圧起動阻止スイッチ(代替自動  
減圧機能)等)が削除されたことに伴う削  
除

耐火障壁: 対象設備(格納容器ガスサンプ  
リング装置(格納容器水素濃度(B系)及び  
格納容器酸素濃度(B系))が追加された  
ことに伴う追記

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (4/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に必要機能に損なわれないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替注水流量 (常設)</li> <li>・低圧原子炉代替注水流量</li> <li>・低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用)</li> <li>・原子炉圧力</li> <li>・原子炉圧力 (S A)</li> <li>・原子炉水位 (広帯域)</li> <li>・原子炉水位 (燃料域)</li> <li>・原子炉水位 (S A)</li> <li>・ドライウエル圧力 (S A)</li> <li>・サブプレッションチェンバ圧力 (S A)</li> <li>・ドライウエル温度 (S A)</li> <li>・サブプレッションプール水温度 (S A)</li> <li>・B-格納容器水素濃度</li> <li>・格納容器水素濃度 (S A)</li> <li>・低圧原子炉代替注水水位</li> <li>・格納容器代替スプレイ流量</li> <li>・サブプレッションプール水位 (S A)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 (S s)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号機タービン建物 (S s)</li> <li>・1号機廃棄物処理建物 (S s)</li> <li>・ガスタタービン発電機建物周辺斜面 (S s)</li> <li>・2号機副側盛土斜面 (S s)</li> </ul>

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (4/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に必要機能に損なわれないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほう酸水注入ポンプ</li> <li>・ほう酸水貯蔵タンク</li> <li>・中性子濃縮域計装</li> <li>・中間領域計装</li> <li>・出力領域計装</li> <li>・高圧原子炉代替注水流量</li> <li>・代替注水流量 (常設)</li> <li>・低圧原子炉代替注水流量</li> <li>・低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用)</li> <li>・原子炉圧力</li> <li>・原子炉圧力 (S A)</li> <li>・原子炉水位 (広帯域)</li> <li>・原子炉水位 (燃料域)</li> <li>・原子炉水位 (S A)</li> <li>・ドライウエル圧力 (S A)</li> <li>・サブプレッションチェンバ圧力 (S A)</li> <li>・ドライウエル温度 (S A)</li> <li>・サブプレッションプール水温度 (S A)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスタタービン発電機建物 (S s)</li> <li>・第1ベントフィルタ格納槽 (S s)</li> <li>・低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 (S s)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号機西側切取斜面 (S s)</li> <li>・1号機原子炉建物 (S s)</li> <li>・1号機タービン建物 (S s)</li> <li>・1号機廃棄物処理建物 (S s)</li> <li>・ガスタタービン発電機建物周辺斜面 (S s)</li> <li>・2号機副側盛土斜面 (S s)</li> <li>・仮設耐震構台 (S s)</li> <li>・建物開口部電巻防護対策設備 (S s)</li> <li>・補助消火水槽 (S s)</li> <li>・土留め工 (親杭) (S s)</li> </ul>

①の相違  
仮設耐震構台, 補助消火水槽, 土留め工 (親杭): 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部電巻防護対策設備: 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
\*: 記載の適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (5/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に 対して重大事故 等に対処するた めに必要な機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	1. 常設耐震重要重大 事故防止設備 常設重大事故防止設 備であって、耐震重 要施設に属する設計 基準事故対処設備が 有する機能を代替す るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>逃がし安全弁速がし弁機能用アキ ユムレータ</li> <li>配管貫通部</li> <li>炉心シュラウド</li> <li>シュラウドサポート</li> <li>上部格子板</li> <li>炉心支持板</li> <li>燃料支持金具</li> <li>制御棒案内管</li> <li>原子炉圧力容器</li> <li>差圧検出・ほう酸水注入系配管(テ ィーより N11 ノズルまでの外管)</li> <li>差圧検出・ほう酸水注入系配管(原 子炉圧力容器内部)</li> <li>自動減圧起動阻止スイッチ (代替 自動減圧機能)</li> <li>代替自動減圧起動阻止スイッチ (代替自動減圧機能)</li> <li>原子炉再循環ポンプの遮断器</li> <li>原子炉圧力容器温度 (S A)</li> <li>スクラハ容器圧力</li> </ul>			

③

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (5/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に 対して重大事故 等に対処するた めに必要な機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	1. 常設耐震重要重大 事故防止設備 常設重大事故防止設 備であって、耐震重 要施設に属する設計 基準事故対処設備が 有する機能を代替す るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>B-格納容器水蒸気温度 (S A)</li> <li>格納容器水蒸気温度 (S A)</li> <li>低圧原子炉代替注水槽水位</li> <li>格納容器代替スプレイ流量</li> <li>サブプレッションプール水位 (S A)</li> <li>逃がし安全弁速がし弁機能用アキ ユムレータ</li> <li>配管貫通部</li> <li>炉心シュラウド</li> <li>シュラウドサポート</li> <li>上部格子板</li> <li>炉心支持板</li> <li>燃料支持金具</li> <li>制御棒案内管</li> <li>原子炉圧力容器</li> <li>差圧検出・ほう酸水注入系配管(テ ィーより N11 ノズルまでの外管)</li> <li>差圧検出・ほう酸水注入系配管(原 子炉圧力容器内部)</li> <li>原子炉圧力容器温度 (S A)</li> <li>スクラハ容器圧力</li> </ul>			

③の相違

自動減圧起動阻止スイッチ (代替自動減圧機能)、代替自動減圧起動阻止スイッチ (代替自動減圧機能)、原子炉再循環ポンプの遮断機：制御方法の一部として機器を記載していたが、他の記載方針に合わせ制御方法は記載対象外とし削除

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (6/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に對するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクラハ容器水位</li> <li>スクラハ容器温度</li> <li>C-メタクラ母線電圧</li> <li>D-メタクラ母線電圧</li> <li>HPC S-メタクラ母線電圧</li> <li>C-ロードセントラ母線電圧</li> <li>D-ロードセントラ母線電圧</li> <li>B1-115V 系蓄電池 (S A) 電圧</li> <li>A-115V 系直流機母線電圧</li> <li>B-115V 系直流機母線電圧</li> <li>230V 系直流機 (常用) 母線電圧</li> <li>緊急用メタクラ電圧</li> <li>S Aロードセントラ母線電圧</li> <li>S A用 115V 系充電器蓄電池電圧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の支持構造物</li> <li>電気計装設備等の支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物【S s】</li> <li>制御室建物【S s】</li> <li>廃棄物処理建物【S s】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火障壁【S s】</li> <li>1号機排気筒【S s】</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(4)放射線管理施設</li> <li>格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエール)</li> <li>格納容器雰囲気放射線モニタ (サブレーションチャンネル)</li> </ul>			

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (6/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に對するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクラハ容器水位</li> <li>スクラハ容器温度</li> <li>残留熱除去系熱交換器冷却水流量</li> <li>低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力</li> <li>原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力</li> <li>高圧炉心スプレイポンプ出口圧力</li> <li>残留熱代替除去ポンプ出口圧力</li> <li>格納容器ガスサンプリング装置 (格納容器水蒸気濃度 (S A) 及び格納容器酸蒸気濃度 (S A))</li> <li>格納容器ガスサンプリング装置 (格納容器水蒸気濃度 (B系) 及び格納容器酸蒸気濃度 (B系))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の支持構造物</li> <li>電気計装設備等の支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物【S s】</li> <li>制御室建物【S s】</li> <li>廃棄物処理建物【S s】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火障壁【S s】</li> <li>1号機排気筒【S s】</li> <li>2号機側面切取斜面【S s】</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(4)放射線管理施設</li> <li>格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエール)</li> <li>格納容器雰囲気放射線モニタ (サブレーションチャンネル)</li> </ul>			

③の相違  
C-メタクラ母線電圧等：工認対象機器ではないため削除

残留熱除去系熱交換器冷却水流量等：第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設（7/31）

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に必要な機能が損なわれないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）</li> <li>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ）</li> <li>燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）</li> <li>燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA）</li> <li>中央制御室送風機</li> <li>中央制御室非常用再循環送風機</li> <li>中央制御室非常用再循環処理装置</li> <li>中央制御室非常用再循環処理装置</li> <li>フィルタ</li> <li>関連配管</li> <li><b>中央制御室遮蔽（1、2号機共用）</b></li> <li>関連弁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物【Ss】</li> <li>低圧原子炉代管注水ポンプ格納槽【Ss】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号機南側切取斜面【Ss】</li> <li>2号機西側切取斜面【Ss】</li> <li>1号機原子炉建物【Ss】</li> <li>1号機タービン建物【Ss】</li> <li>1号機廃棄物処理建物【Ss】</li> <li>2号機南側盛土斜面【Ss】</li> </ul>
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に必要な機能が損なわれないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 原子炉格納施設</li> <li>原子炉格納容器</li> <li>機器搬入口</li> <li>逃がし安全弁搬出ハッチ</li> <li>制御棒駆動機構搬出ハッチ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物【Ss】</li> <li>低圧原子炉代管注水ポンプ格納槽【Ss】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉ウエルシールドブランチ【Ss】</li> <li>1号機排気筒【Ss】</li> </ul>

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設（7/35）

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に必要な機能が損なわれないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（低レンジ）</li> <li>第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ）</li> <li>燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）（SA）</li> <li>燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）（SA）</li> <li>中央制御室送風機</li> <li>中央制御室非常用再循環送風機</li> <li>中央制御室非常用再循環処理装置</li> <li>フィルタ</li> <li>関連配管</li> <li><b>中央制御室遮蔽（1号機設備、1、2号機共用）</b></li> <li>関連弁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1ベントフィルタ格納槽【Ss】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号機西側切取斜面【Ss】</li> <li>1号機原子炉建物【Ss】</li> <li>1号機タービン建物【Ss】</li> <li>1号機廃棄物処理建物【Ss】</li> <li>2号機南側盛土斜面【Ss】</li> <li><b>仮設耐震構台【Ss】</b></li> <li>建物開口部電巻防護対策設備【Ss】</li> <li>補助消火水槽【Ss】</li> <li>土留め工（親杭）【Ss】</li> </ul>
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に必要な機能が損なわれないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 原子炉格納施設</li> <li>原子炉格納容器</li> <li>機器搬入口</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建物【Ss】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉ウエルシールドブランチ【Ss】</li> </ul>

①の相違  
仮設耐震構台，補助消火水槽，土留め工（親杭）：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部電巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
\*：記載の適正化

中央制御室遮蔽（1号機設備，1，2号機共用）：設備名称の適正化



表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (8/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に對するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であつて、耐震重要施設に属する設計基幹事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>サブプレッショントラップアクセス</li> <li>ハッチ</li> <li>所員用エアロック</li> <li>配管貫通部</li> <li>電気配線貫通部</li> <li>真空破壊装置</li> <li>ダウンカマ</li> <li>ベントヘッド</li> <li>ドライウエルズブレイ管</li> <li>低圧原子炉代替替注水ポンプ</li> <li>低圧原子炉代替替注水槽</li> <li>閘連弁</li> <li>閘連配管</li> <li>遠隔手動弁操作機構</li> <li>第1ベントフィルタ格納槽遮蔽</li> <li>配管遮蔽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の支持構造物</li> <li>電気計装設備等の支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排気筒の基礎</li> <li>原子炉建物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号機南側切取斜面</li> <li>2号機西側切取斜面</li> <li>2号機南側盛土斜面</li> </ul>
	(6) 非常用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電設備 A-デ</li> <li>イーゼル燃料貯蔵タンク</li> <li>非常用ディーゼル発電設備 B-デ</li> <li>イーゼル燃料貯蔵タンク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の支持構造物</li> <li>電気計装設備等の支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排気筒の基礎</li> <li>原子炉建物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号機排気筒</li> <li>2号機南側切取斜面</li> </ul>

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (8/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に對するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であつて、耐震重要施設に属する設計基幹事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>逃がし安全弁搬出ハッチ</li> <li>制御棒駆動機構搬出ハッチ</li> <li>サブプレッショントラップアクセス</li> <li>ハッチ</li> <li>所員用エアロック</li> <li>配管貫通部</li> <li>電気配線貫通部</li> <li>真空破壊装置</li> <li>ダウンカマ</li> <li>ベント管</li> <li>ベント管ベローズ</li> <li>ベントヘッド</li> <li>ドライウエルズブレイ管</li> <li>低圧原子炉代替替注水ポンプ</li> <li>低圧原子炉代替替注水槽</li> <li>閘連弁</li> <li>閘連配管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>低圧原子炉代替替注水ポンプ格納槽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号機排気筒</li> <li>2号機南側切取斜面</li> <li>2号機西側切取斜面</li> <li>2号機南側盛土斜面</li> <li>仮設耐震構台</li> <li>建物開口部電巻防護対策設備</li> <li>土留め工 (親杭)</li> </ul>
	(6) 非常用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電設備 A-デ</li> <li>イーゼル燃料貯蔵タンク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排気筒の基礎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号機排気筒</li> </ul>

①の相違  
仮設耐震構台，土留め工（親杭）：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部電巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
\*：記載の適正化

③の相違  
遠隔手動弁操作機構，第1ベントフィルタ格納槽遮蔽，配管遮蔽：第2回補正申請以降の対象設備の削除に伴う適正化

ベント管，ベント管ベローズ：原子炉格納容器の一部と整理していましたが，別表第二に合わせ細分化



表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (9/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に等しい重大事故等に対処するたに必要機能に損なわれるおそれのないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	・高圧炉心スプレイズ系ディーゼル発電機 (ガスタービン機関) ・ガスタービン発電機 (ガスタービン機関) ・ガスタービン発電機 (調速装置) ・ガスタービン発電機 (非常調速装置) ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタング ・ガスタービン発電機 (発電機) ・ガスタービン発電機 (励磁装置) ・ガスタービン発電機 (保護継電装置) ・緊急時対策用燃料地下タンク ・関連配管 ・230V 系充電器 (常用) ・BI-115V 系充電器 (SA)		・廃棄物処理建物【S s】 ・緊急時対策所【S s】 ・ガスタービン発電機【S s】 ・ガスタービン発電機【S s】 ・低圧原子炉代替注水ポンプ格納構【S s】 ・B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納構【S s】 ・ガスタービン発電機用軽油タンク基礎【S s】 ・屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク~ガスタービン発電機)【S s】	・2号機西側切取斜面【S s】 ・1号機原子炉建物【S s】 ・1号機タービン建物【S s】 ・1号機廃棄物処理建物【S s】 ・燃料移送ポンプエリア電巻防護対策設備【S s】 ・緊急時対策所周辺斜面【S s】 ・免震重要棟遮壁【S s】 ・ガスタービン発電機建物周辺斜面【S s】 ・復水貯蔵タンク遮壁【S s】

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (9/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に等しい重大事故等に対処するたに必要機能に損なわれるおそれのないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	・非常用ディーゼル発電機 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ・高圧炉心スプレイズ系ディーゼル発電機 (ガスタービン機関) ・ガスタービン発電機 (調速装置) ・ガスタービン発電機 (非常調速装置) ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタング ・ガスタービン発電機 (発電機) ・ガスタービン発電機 (励磁装置) ・ガスタービン発電機 (保護継電装置) ・緊急時対策用燃料地下タンク ・関連配管	・電気計装設備等の支持構造物	・原子炉建物【S s】 ・廃棄物処理建物【S s】 ・緊急時対策所【S s】 ・ガスタービン発電機建物【S s】 ・低圧原子炉代替注水ポンプ格納構【S s】 ・B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納構【S s】 ・ガスタービン発電機用軽油タンク基礎【S s】 ・屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク~ガスタービン発電機)【S s】 ・緊急時対策所周辺斜面【S s】 ・免震重要棟遮壁【S s】 ・ガスタービン発電機建物周辺斜面【S s】 ・復水貯蔵タンク遮壁【S s】 ・仮設耐震構台【S s】*	・2号機南側切取斜面【S s】 ・2号機西側切取斜面【S s】 ・1号機原子炉建物【S s】 ・1号機タービン建物【S s】 ・1号機廃棄物処理建物【S s】 ・緊急時対策所周辺斜面【S s】 ・免震重要棟遮壁【S s】 ・ガスタービン発電機建物周辺斜面【S s】 ・復水貯蔵タンク遮壁【S s】 ・仮設耐震構台【S s】*

①の相違  
仮設耐震構台:「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

②の相違  
\*: 記載の適正化

燃料移送ポンプエリア電巻防護対策設備: 波及的影響を及ぼすおそれのある該当設備がないため削除

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (10/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に対処するたに必要機能に損なわれるおそれのないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>SA 用 115V 系充電器</li> <li>230V 系蓄電池 (RCIC)</li> <li>A-115V 系蓄電池</li> <li>B-115V 系蓄電池</li> <li>BI-115V 系蓄電池 (SA)</li> <li>SA 用 115V 系蓄電池</li> <li>原子炉中性子計装用蓄電池</li> <li>230V 系充電器 (RCIC)</li> <li>A-115V 系充電器</li> <li>B-115V 系充電器</li> <li>原子炉中性子計装用充電器</li> <li>SRV 用電源切替盤</li> <li>緊急用メタクラ</li> <li>SA ロードセンタ</li> <li>SA1 コントロールセンタ</li> <li>SA2 コントロールセンタ</li> <li>SA 電源切替盤</li> <li>重大事故操作盤</li> <li>メタクラ切替盤</li> <li>緊急用メタクラ接続プラグ収納箱</li> <li>高圧発電機車接続プラグ収納箱</li> </ul>			

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (10/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に対処するたに必要機能に損なわれるおそれのないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>230V 系充電器 (常用)</li> <li>BI-115V 系充電器 (SA)</li> <li>A 用 115V 系充電器</li> <li>230V 系蓄電池 (RCIC)</li> <li>A-115V 系蓄電池</li> <li>B-115V 系蓄電池</li> <li>BI-115V 系蓄電池 (SA)</li> <li>SA 用 115V 系蓄電池</li> <li>原子炉中性子計装用蓄電池</li> <li>230V 系充電器 (RCIC)</li> <li>A-115V 系充電器</li> <li>B-115V 系充電器</li> <li>原子炉中性子計装用充電器</li> <li>SRV 用電源切替盤</li> <li>緊急用メタクラ</li> <li>SA ロードセンタ</li> <li>SA1 コントロールセンタ</li> <li>SA2 コントロールセンタ</li> <li>SA 電源切替盤</li> <li>重大事故操作盤</li> <li>メタクラ切替盤</li> </ul>		①	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物開口部竜巻防護対策設備【S s】*</li> <li>浄化槽【S s】</li> <li>緊急時対策所敷地下斜面【S s】</li> <li>土留め工 (親杭)【S s】*</li> </ul>

①の相違  
 建物開口部竜巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記  
 浄化槽、緊急時対策所敷地下斜面、土留め工 (親杭)：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (11/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に対処するたに必要なたが損なわれるおそれのないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基礎事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>充電器電源切替盤</li> <li>メタルクラッド開閉装置 C 系</li> <li>メタルクラッド開閉装置 D 系</li> <li>緊急時対策所発電機接続プラグ盤</li> <li>緊急時対策所低圧母線盤</li> <li>関連弁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排気筒の基礎【Ss】</li> <li>B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽【Ss】</li> <li>ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク</li> <li>ディーゼル燃料貯蔵タンク</li> <li>高圧炉心スプレイスディーゼル発電機</li> <li>ディーゼル燃料貯蔵タンク</li> <li>ディーゼル燃料貯蔵タンク</li> <li>ガスタービン発電機用軽油タンク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号機側面切取斜面【Ss】</li> <li>燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備【Ss】</li> <li>ガスタービン発電機建物周辺斜面【Ss】</li> <li>復水貯蔵タンク運搬盤【Ss】</li> </ul>

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (11/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に対処するたに必要なたが損なわれるおそれのないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基礎事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急用メタルクラッド接続プラグ盤</li> <li>高圧発電機車接続プラグ取納箱</li> <li>充電器電源切替盤</li> <li>メタルクラッド開閉装置 2C</li> <li>メタルクラッド開閉装置 2D</li> <li>ロードセンタ</li> <li>ロードセンタ</li> <li>動力変圧器</li> <li>230V 系直流盤 (RCIC)</li> <li>230V 系直流盤 (常用)</li> <li>115V 直流盤</li> <li>中性子計装分電盤</li> <li>HPAC 直流コントロールセンタ</li> <li>SA 対策設備用分電盤 (2)</li> <li>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</li> <li>緊急時対策所 低圧受電盤</li> <li>緊急時対策所 低圧母線盤</li> <li>緊急時対策所 低圧分電盤 1</li> <li>緊急時対策所 低圧分電盤 2</li> </ul>			

備考

②の相違  
\*1: 記載の適正化

燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備：  
波及的影響を及ぼすおそれのある該当設備がないため削除

③の相違  
メタルクラッド開閉装置 2C, メタルクラッド開閉装置 2D, 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤, 緊急時対策所 低圧母線盤：第2回補正申請以降の対象設備の設備名称変更に伴う適正化

関連弁：第2回補正申請以降の対象設備の削除に伴う適正化

ロードセンタ等：第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (12/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に対処するたに必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所 無停電交流電源装置</li> <li>緊急時対策所 無停電分電盤 1</li> <li>緊急時対策所 直流 115V 充電器</li> </ul> <p>(3)</p> <p>(7) 補助駆動用燃料設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電設備 A-デ</li> <li>イーゼル燃料貯蔵タンク</li> <li>非常用ディーゼル発電設備 B-デ</li> <li>イーゼル燃料貯蔵タンク</li> <li>高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備</li> <li>ディーゼル燃料貯蔵タンク</li> <li>ディーゼル燃料貯蔵タンク</li> <li>ガスタービン発電機用軽油タンク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排気筒の基礎</li> <li>B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納構</li> <li>ガスタービン発電機用軽油タンク基礎</li> </ul> <p>(2)</p> <p>(Ss)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号機西側切取斜面</li> <li>ガスタービン発電機建物周辺斜面</li> <li>復水貯蔵タンク遮蔽壁</li> </ul> <p>(Ss)</p> <p>(Ss)</p> <p>(Ss)</p>

②の相違

\* : 記載の適正化

③の相違

緊急時対策所 無停電交流電源装置, 緊急時対策所 無停電分電盤 1, 緊急時対策所 直流 115V 充電器: 第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (1 2 / 3 1)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に 対して重大事故 等に必要機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	2. 常設重大事故緩和 設備 重大事故等対処設備 のうち、重大事故が 発生した場合におい て、当該重大事故の 拡大を防止し、又は その影響を緩和する ための機能を有する 設備であって常設の もの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール ・使用済燃料貯蔵ラック ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック ・燃料プール水位・温度 (SA) ・燃料プール水位 (SA) ・関連配管 ・サイフォンブレイク配管 ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃 料プール監視カメラ用冷却設備 を含む。) (2) 原子炉冷却系施設 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキ ュムレータ ・主蒸気逃がし安全弁 ・関連配管	・機器・配管等の支 持構造物 ・電気計装設備等の 支持構造物	・原子炉建物【S s】	・原子炉建物天井クレ ーン【S s】 ・燃料取扱機【S s】 ・制御棒貯蔵ハンガ ー【S s】 ・チャンネル着脱装置 【S s】 ・チャンネル取扱プー ム【S s】 ・1号機排気筒② 【S s】 ・2号機南側切取斜面 【S s】 ・2号機西側切取斜面 【S s】

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (1 3 / 3 5)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に 対して重大事故 等に必要機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	2. 常設重大事故緩和 設備 重大事故等対処設備 のうち、重大事故が 発生した場合におい て、当該重大事故の 拡大を防止し、又は その影響を緩和する ための機能を有する 設備であって常設の もの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール ・使用済燃料貯蔵ラック ・制御棒・破損燃料貯蔵ラック ・燃料プール水位・温度 (SA) ・燃料プール水位 (SA) ・関連配管 ・サイフォンブレイク配管 ・燃料プール監視カメラ (SA) ・燃料プール監視カメラ用冷却設備 (2) 仮設耐震構台 ・建物開口部電巻防護 対策設備【S s】*	・機器・配管等の支 持構造物 ・電気計装設備等の 支持構造物	・原子炉建物【S s】	・原子炉建物天井クレ ーン【S s】 ・燃料取扱機【S s】 ・制御棒貯蔵ハンガ ー【S s】 ・チャンネル着脱装置 【S s】 ・チャンネル取扱プー ム【S s】 ・1号機排気筒② 【S s】 ・2号機南側切取斜面 【S s】 ・2号機西側切取斜面 【S s】 ・仮設耐震構台 【S s】* ・建物開口部電巻防護 対策設備【S s】*

①の相違  
仮設耐震構台：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部電巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
\*：記載の適正化

③の相違  
燃料プール監視カメラ (SA)、燃料プール監視カメラ用冷却設備：第2回補正申請以降の対象設備の細分化に伴う適正化



表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (13/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に必要機能に損なわれるおそれのないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であつて常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>低圧原子炉代替注水ポンプ</li> <li>低圧原子炉代替注水槽</li> <li>ほう酸水注入ポンプ</li> <li>ほう酸水貯蔵タンク</li> <li>開連弁</li> <li>原子炉圧力容器</li> <li>炉心シュラウド</li> <li>シュラウドサポート</li> <li>上部格子板</li> <li>炉心支持板</li> <li>燃料支持金具</li> <li>制御棒案内管</li> <li>原子炉格納容器</li> <li>配管貫通部</li> <li>低圧注水系配管 (原子炉圧力容器内部)</li> <li>差圧検出・ほう酸水注入系配管 (原子炉圧力容器内部)</li> <li>差圧検出・ほう酸水注入系配管 (タービンより N11 ノズルまでの外管)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉圧力容器</li> <li>ペデスタル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号機排気筒</li> <li>2号機排気筒</li> <li>2号機南側切取斜面</li> <li>2号機西側切取斜面</li> </ul>

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (14/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に必要機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であつて常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 原子炉冷却系統施設</li> <li>逃がし安全弁逃がし弁機能用アキユムレータ</li> <li>主蒸気逃がし安全弁</li> <li>開連配管</li> <li>低圧原子炉代替注水ポンプ</li> <li>低圧原子炉代替注水槽</li> <li>ほう酸水注入ポンプ</li> <li>ほう酸水貯蔵タンク</li> <li>開連弁</li> <li>原子炉圧力容器</li> <li>炉心シュラウド</li> <li>シュラウドサポート</li> <li>上部格子板</li> <li>炉心支持板</li> <li>燃料支持金具</li> <li>制御棒案内管</li> <li>原子炉格納容器</li> <li>配管貫通部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の支持構造物</li> <li>原子炉圧力容器支持スカート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1</li> <li>原子炉建物 [Ss]</li> <li>低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 [Ss]</li> <li>原子炉圧力容器</li> <li>ペデスタル [Ss]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土留め工 (親杭) [Ss]*</li> <li>ガンマ線遮蔽壁 [Ss]</li> <li>原子炉ウエルシールドプラグ [Ss]</li> <li>1号機排気筒</li> <li>2号機南側切取斜面</li> <li>2号機西側切取斜面</li> <li>仮設耐震構台 [Ss]*</li> <li>建物開口部電巻防護対策設備 [Ss]*</li> <li>土留め工 (親杭) [Ss]*</li> </ul>

①の相違  
仮設耐震構台，土留め工（親杭）：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部電巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
\*：記載の適正化



表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (14/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に対処するたに必要機能が損なわれないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するたための機能を有する設備であつて常設のもの	(3) 計測制御系統施設 ・ 残留熱除去系熱交換器出口温度 ・ 高圧原子炉代替注水流量 ・ 代替注水流量 (常設) ・ 低圧原子炉代替注水流量 ・ 低圧原子炉代替注水流量 (依帯域用) ・ 残留熱代替除去系原子炉注水流量 ・ 原子炉圧力 ・ 原子炉圧力 (S A) ・ 原子炉水位 (依帯域) ・ 原子炉水位 (燃料域) ・ 原子炉水位 (S A) ・ ドライウエール圧力 (S A) ・ サプレッションチェンジャー圧力 (S A) ・ ドライウエール温度 (S A) ・ ベデスタル温度 (S A) ・ ベデスタル水温度 (S A) ・ サプレッションチェンジャー温度 (S A)	・ 電気計装設備等の支持構造物	・ 原子炉建物【S s】 ・ 制御室建物【S s】 ・ 廃棄物処理建物【S s】 ・ 緊急時対策所【S s】 ・ ガスタービン発電機建物【S s】 ・ 第1ベントフイルタ格納槽【S s】 ・ 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽【S s】 ② ・ 1号機タービン建物【S s】 ・ サプレッションチェンジャー圧力 (S A) ・ ドライウエール温度 (S A) ・ ベデスタル温度 (S A) ・ ベデスタル水温度 (S A) ・ サプレッションチェンジャー温度 (S A)	・ 原子炉建物天井クレーン【S s】 ・ 中央制御室天井照明【S s】 ③ ・ 1号機排気筒【S s】 ② ・ 2号機南側切取斜面【S s】 ④ ・ 2号機西側切取斜面【S s】 ④ ・ 1号機原子炉建物【S s】 ③ ・ 1号機タービン建物【S s】 ④ ・ 1号機廃棄物処理建物【S s】 ④ ・ 緊急時対策所周辺斜面【S s】 ④ ・ 免震重要種耐震壁【S s】 ④

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (15/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に対処するたに必要機能が損なわれないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するたための機能を有する設備であつて常設のもの	・ 低圧注水系統配管 (原子炉圧力容器内部) ・ 差圧検出・ほう酸水注入系統配管 (原子炉圧力容器内部) ・ 差圧検出・ほう酸水注入系統配管 (テアーより NI1 /ズルまでの外管) (3) 計測制御系統施設 ・ 残留熱除去系熱交換器出口温度 ・ 高圧原子炉代替注水流量 ・ 代替注水流量 (常設) ・ 低圧原子炉代替注水流量 ・ 低圧原子炉代替注水流量 (依帯域用) ・ 残留熱代替除去系原子炉注水流量 ・ 原子炉圧力 ・ 原子炉圧力 (S A) ・ 原子炉水位 (依帯域) ・ 原子炉水位 (燃料域) ・ 原子炉水位 (S A) ・ ドライウエール圧力 (S A)	・ 電気計装設備等の支持構造物	・ 原子炉建物【S s】 ・ 制御室建物【S s】 ・ 廃棄物処理建物【S s】 ・ 緊急時対策所【S s】 ・ ガスタービン発電機建物【S s】 ・ 第1ベントフイルタ格納槽【S s】 ・ 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽【S s】 ② ・ 1号機タービン建物【S s】	・ 原子炉建物天井クレーン【S s】 ・ 耐火障壁【S s】 ③ ・ 1号機排気筒【S s】 ④ ・ 2号機南側切取斜面【S s】 ④ ・ 2号機西側切取斜面【S s】 ④ ・ 1号機原子炉建物【S s】 ③ ・ 1号機タービン建物【S s】 ④

②の相違  
1号機排気筒：間接支持構造物以外にも波及的影響を及ぼすおそれがあることから、\*1 (間接支持構造物のみへの波及的影響があるのも) を削除  
\*：記載の適正化

③の相違  
中央制御室天井照明：対象設備 (C-メタクラ母線電圧等) が削除されたことに伴う削除  
耐火障壁：対象設備 (格納容器ガスサンプリング装置 (格納容器水素濃度 (B系) 及び格納容器酸素濃度 (B系))) が追加されたことに伴う追記

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (15/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 $S_s$ による地震力に 対して重大事故 等に対処するた めに必要な機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	2. 常設重大事故緩和 設備 重大事故等対処設備 のうち、重大事故が 発生した場合におい て、当該重大事故の 拡大を防止し、又は その影響を緩和する ための機能を有する 設備であって常設の もの	<ul style="list-style-type: none"> <li>サブプレッジョンポンプ炉水温度 (S A)</li> <li>B-格納容器酸素濃度</li> <li>格納容器酸素濃度 (S A)</li> <li>B-格納容器酸素濃度 (S A)</li> <li>格納容器酸素濃度 (S A)</li> <li>格納容器代替スプレイ流量</li> <li>低圧原子炉代替注水槽水位</li> <li>格納容器代替スプレイ流量</li> <li>ベデスタル代替注水流量 (狭帯域用)</li> <li>ベデスタル代替注水流量 (狭帯域)</li> <li>残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量</li> <li>ドライウエル水位</li> <li>サブプレッジョンポンプ炉水温度 (S A)</li> <li>ベデスタル水位</li> <li>原子炉建屋水素濃度</li> <li>無線通信設備 (固定型)</li> <li>衛星電話設備 (固定型)</li> <li>安全パラメータ表示システム (S PDS)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>ガスタービン発電機建物周辺斜面 <math>[S_s]</math>*</li> <li>2号機南側盛土斜面 <math>[S_s]</math>*</li> </ul>

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (16/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 $S_s$ による地震力に 対して重大事故 等に対処するた めに必要な機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	2. 常設重大事故緩和 設備 重大事故等対処設備 のうち、重大事故が 発生した場合におい て、当該重大事故の 拡大を防止し、又は その影響を緩和する ための機能を有する 設備であって常設の もの	<ul style="list-style-type: none"> <li>サブプレッジョンポンプ炉水温度 (S A)</li> <li>ドライウエル温度 (S A)</li> <li>ベデスタル温度 (S A)</li> <li>ベデスタル炉水温度 (S A)</li> <li>サブプレッジョンポンプ炉水温度 (S A)</li> <li>サブプレッジョンポンプ炉水温度 (S A)</li> <li>B-格納容器酸素濃度 (S A)</li> <li>格納容器酸素濃度 (S A)</li> <li>格納容器酸素濃度 (S A)</li> <li>格納容器代替注水槽水位</li> <li>格納容器代替スプレイ流量</li> <li>ベデスタル代替注水流量 (狭帯域用)</li> <li>残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量</li> <li>ドライウエル水位</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>1号機廃棄物処理建物 <math>[S_s]</math>*</li> <li>緊急時対策研習周辺斜面 <math>[S_s]</math>*</li> <li>免震重要機運搬壁 <math>[S_s]</math>*</li> <li>ガスタービン発電機建物周辺斜面 <math>[S_s]</math>*</li> <li>2号機南側盛土斜面 <math>[S_s]</math>*</li> <li>仮設耐震構台 <math>[S_s]</math>*</li> <li>建物開口部竜巻防護対策設備 <math>[S_s]</math>*</li> <li>補助消火水槽 <math>[S_s]</math>*</li> <li>緊急時対策新敷地下斜面 <math>[S_s]</math></li> <li>土留め工 (親杭) <math>[S_s]</math>*</li> </ul>

①の相違  
仮設耐震構台，補助消火水槽，緊急時対策所敷地下斜面，土留め工（親杭）：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
\*：記載の適正化

③の相違  
無線通信設備（固定型）等：第2回補正申請以降の対象設備の設備名称変更に伴う適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (16/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動Ssによる地震力に等に対処するた めに必要な機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	2.常設重大事故緩和 設備 重大事故等対処設 備のうち、重大事故 が発生した場合にお いて、当該重大事故 の拡大を防止し、又 はその影響を緩和す るための機能を有す る設備であって常設 のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静的触媒式水素処理装置入口温度</li> <li>・静的触媒式水素処理装置出口温度</li> <li>・原子炉圧力容器圧力</li> <li>・スクラハ容器水位</li> <li>・スクラハ容器温度</li> </ul> <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・C-メタクラ母線電圧</li> <li>・D-メタクラ母線電圧</li> <li>・HPCS-メタクラ母線電圧</li> <li>・C-ローロードセントラ母線電圧</li> <li>・D-ローロードセントラ母線電圧</li> <li>・B1-115V系蓄電池(SA)電 圧</li> <li>・A-115V系直流電源母線電圧</li> <li>・B-115V系直流電源母線電圧</li> <li>・230V系直流機(常用)母線電圧</li> <li>・緊急用メタクラ電圧</li> <li>・SA-ローロードセントラ母線電圧</li> <li>・SA用115V系充電器蓄電池電 圧</li> </ul> </div>			

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (17/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動Ssによる地震力に等に対処するた めに必要な機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	2.常設重大事故緩和 設備 重大事故等対処設 備のうち、重大事故 が発生した場合にお いて、当該重大事故 の拡大を防止し、又 はその影響を緩和す るための機能を有す る設備であって常設 のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サブプレッションプール水位(SA)</li> <li>・ベデスタル水位</li> <li>・原子炉建物水素濃度</li> </ul> <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信設備(固定型)〔1号機設備、1、2、3号機共用〕</li> <li>・衛星電話設備(固定型)〔1、2、3号機共用〕</li> <li>・安全パラメータ表示システム(S-PDS)〔1、2、3号機共用〕</li> <li>・SPDSデータ収集サーバは1、2号機共用</li> </ul> </div>			

③の相違

C-メタクラ母線電圧等：第2回補正申請以降の対象設備の削除に伴う適正化

無線通信設備(固定型)〔1号機設備、1、2、3号機共用〕等：第2回補正申請以降の対象設備の設備名称変更に伴う適正化

残留熱除去系熱交換器冷却水流量等：第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (17/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に必要機能が必要とされるおそれのないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であつて常設のもの	(4)放射線管理施設 ・格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル) ・格納容器雰囲気放射線モニタ (サプレッションチェンバ) ・第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (低レンジ) ・第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ) ・燃料プールエリア放射線モニタ (低レンジ) (SA) ・燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ) (SA) ・中央制御室送風機 ・中央制御室非常用再循環送風機 ・中央制御室非常用再循環処理装置 ・燃料配管 ・原子炉二次遮蔽 ・補助遮蔽 (原子炉建物) ・補助遮蔽 (制御室建物)	・機器・配管等の支持構造物 ・電気計装設備等の支持構造物	・原子炉建物【Ss】 ・制御室建物【Ss】 ・廃棄物処理建物【Ss】 ・緊急時対策所【Ss】 ・第1ベントフィルタ格納槽【Ss】 ②	・耐火障壁【Ss】 ・1号機排気筒【Ss】 ・2号機南側切取斜面【Ss】 ① ・2号機西側切取斜面【Ss】 ① ・1号機原子炉建物【Ss】 ・1号機タービン建物【Ss】 ・1号機廃棄物処理建物【Ss】 ・緊急時対策所周辺斜面【Ss】 ① ・免震重要棟遮蔽壁【Ss】 ① ・2号機南側上斜面【Ss】 ②

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (18/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に必要機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であつて常設のもの	③ ・高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ・残留熱を除去ポンプ出口圧力 ・格納容器ガスサンプリング装置 (格納容器水素濃度 (SA) 及び格納容器酸素濃度 (SA)) ・格納容器ガスサンプリング装置 (格納容器水素濃度 (B系) 及び格納容器酸素濃度 (B系)) (4)放射線管理施設 ・格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル) ・格納容器雰囲気放射線モニタ (サプレッションチェンバ) ・第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (低レンジ) ・第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ) (SA) ・燃料プールエリア放射線モニタ (低レンジ) (SA)	・機器・配管等の支持構造物 ・電気計装設備等の支持構造物	・原子炉建物【Ss】 ・制御室建物【Ss】 ・廃棄物処理建物【Ss】 ・緊急時対策所【Ss】 ・第1ベントフィルタ格納槽【Ss】	・耐火障壁【Ss】 ・1号機排気筒【Ss】 ・2号機南側切取斜面【Ss】 ・2号機西側切取斜面【Ss】 ・1号機原子炉建物【Ss】 ・1号機タービン建物【Ss】

②の相違  
2号機西側切取斜面、緊急時対策所周辺斜面、免震重要棟遮蔽壁：間接支持構造物以外にも波及的影響を及ぼすおそれがあることから、\*1 (間接支持構造物のみへの波及的影響があるのも。) を削除

\*1：記載の適正化

③の相違  
高圧炉心スプレイポンプ出口圧力等：第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (18/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に必要ない機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	② ・中央制御室遮蔽 (1, 2号機共用) ・中央制御室待避室遮蔽 ・緊急時対策所遮蔽 ・関連弁 (5) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器 ・機器搬入口 ・逃がし安全弁搬出ハッチ ・制御棟駆動機搬出ハッチ ・サブレンジョンチェンバニアクセスハッチ ・所用エアロック ・配管貫通部 ・電気配線貫通部 ・原子炉建物原子炉棟 (二次格納施設) ・原子炉建物機器搬出入口 ・原子炉建物エアロック ・真空破壊装置 ・ダウンカメラ ・ベントヘッド	・機器・配管等の支持構造物 ・原子炉圧力容器支持スカート	・原子炉建物基礎スラブ【S s】 ・排気筒 (空調換気系用)【S s】 ・排気筒の基礎【S s】 ・原子炉建物【S s】 ・第1ベントフィルタ格納槽【S s】 ・低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽【S s】 ・原子炉圧力容器ベデスタル【S s】	・ガンマ線遮蔽壁【S s】 ・原子炉建物天井クレーン【S s】 ・耐火壁【S s】 ・原子炉ウエルシール ・ドフラグ【S s】 ・復水輸送系配管【S s】 ・復水系配管【S s】 ・グランド蒸気排ガスフィルタ【S s】 ・1号機排気筒【S s】 ・2号機前側取斜面【S s】

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (19/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に必要ない機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	② ・燃料プールのエア放熱線モニタ (高レンジ) (S A) ・中央制御室送風機 ・中央制御室非常用再循環送風機 ・中央制御室非常用再循環処理装置 ・フィルタ ・関連配管 ・原子炉二次遮蔽 ・補助遮蔽 (原子炉建物) ・補助遮蔽 (制御室建物) ・中央制御室遮蔽 (1号機設備, 1, 2号機共用) ② ・中央制御室待避室遮蔽 ・緊急時対策所遮蔽 ・関連弁 (5) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器 ・機器搬入口 ・逃がし安全弁搬出ハッチ ・制御棟駆動機搬出ハッチ	・機器・配管等の支持構造物 ・原子炉圧力容器支持スカート	① ・原子炉建物基礎スラブ【S s】 ・排気筒 (空調換気系用)【S s】	・1号機廃棄物処理建物【S s】 ・緊急時対策所周辺斜面【S s】 ・免震重要棟遮蔽壁【S s】 ・2号機前側取斜面【S s】 ② ・仮設耐震構台【S s】 ① ・建物開口部電巻防護対策設備【S s】 ・補助消火水槽【S s】* ・土留め工 (親杭)【S s】*

①の相違  
仮設耐震構台, 補助消火水槽, 土留め工 (親杭): 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部電巻防護対策設備: 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
\*: 記載の適正化

中央制御室遮蔽 (1号機設備, 1, 2号機共用): 設備名称の適正化



表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (19/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に必要機能を損なわれないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であつて常設のもの	・ドライウエールスブレイ管 ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水槽 ・B-残留熱除去系熱交換器 ・残留熱代替除去ポンプ ・B-残留熱除去系ストレーナ ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・C-残留熱除去系ストレーナ ・ほう酸水注入ポンプ ・ほう酸水貯蔵タンク ・非常用ガス処理系排風機 ・非常用ガス処理系前置ガス処理装置 ・置フィルタ ・非常用ガス処理系後置ガス処理装置 ・置フィルタ ・静的触媒式水素処理装置 ・第1ベントフィルタスクラパ容器 ・第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 ・圧力開放板 ・関連弁		・タービン建物 ・屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)【S s】	・2号機南側切取斜面【S s】 ・排気筒モータ室【S s】 ・燃料移送ポンプエリア電巻防護対策設備【S s】*1 ・主排気ダクト【S s】*1 ・2号機南側盛土斜面【S s】*1 ・高圧軸空壓管管製器【S s】 ・1号機タービン建物【S s】*1

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (20/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に必要機能を損なわれないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であつて常設のもの	・サブプレッショントラップアクセスハッチ ・所員用エアロック ・配管貫通部 ・電気配線貫通部 ・原子炉建物原子炉格納(二次格納施設) ・原子炉建物機器搬出入口 ・原子炉建物エアロック ・真空破壊装置 ・ダウンカマ ③ ・ベント管ベローズ ・ベント管ベローズ ・ベントベローズ ・ドライウエールスブレイ管 ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水槽 ・B-残留熱除去系熱交換器 ・残留熱代替除去ポンプ ・B-残留熱除去系ストレーナ ・高圧原子炉代替注水ポンプ		・排気筒の基礎【S s】 ・原子炉建物【S s】 ・第1ベントフィルタ格納槽【S s】 ・低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽【S s】 ・原子炉圧力容器ベドスタル【S s】 ・タービン建物【S s】 ・屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)【S s】	・耐火障壁【S s】 ・原子炉ウエルシールドブラグ【S s】 ・復水輸送系配管【S s】 ・復水系配管【S s】 ・グラウンド蒸気排ガスフィルタ【S s】 ・1号機排気筒【S s】 ・2号機南側切取斜面【S s】 ・2号機西側切取斜面【S s】 ・排気筒モータ室【S s】 ② ・ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備【S s】* ・主排気ダクト【S s】

②の相違  
\* : 記載の適正化

ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備: 竜巻, 火山, 溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更

2号機南側盛土斜面: 間接支持構造物以外にも波及的影響を及ぼすおそれがあることから, \*1(間接支持構造物のみへの波及的影響があるのも。)を削除

③の相違  
ベント管, ベント管ベローズ: 原子炉格納容器の一部と整理していましたが, 別表第二に合わせ細分化



表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (20/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に対処するたに必要機能が損なわれないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であつて常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連配管</li> <li>・ コリウムシールド</li> <li>・ 炉心シユラウド</li> <li>・ シユラウドサポート</li> <li>・ 上部格子板</li> <li>・ 炉心支持金具</li> <li>・ 燃料棒案内管</li> <li>・ 制御棒案内管</li> <li>・ 原子炉圧力容器</li> <li>・ 低圧注水配管 (原子炉圧力容器内部)</li> <li>・ 給水スハバージャ</li> <li>・ 差圧検出・ほう酸水注入系配管 (ターバイより M11 ノズルまでの外管)</li> <li>・ 差圧検出・ほう酸水注入系配管 (原子炉圧力容器内部)</li> <li>・ 排気筒 (非常用ガス処理系用)</li> <li>・ 遠隔手動弁操作機構</li> <li>・ 第 1 ベントフィルタ格納槽遮断</li> <li>・ 配管遮断</li> </ul>			

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (21/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に對して重大事故等に対処するたに必要機能が損なわれないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であつて常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C-残留熱除去系ストレーナ</li> <li>・ ほう酸水注入ポンプ</li> <li>・ ほう酸水貯蔵タンク</li> <li>・ 非常用ガス処理系排風機</li> <li>・ 非常用ガス処理系前置ガス処理装置</li> <li>・ 非常用ガス処理系後置ガス処理装置</li> <li>・ 置フィルタ</li> <li>・ 置フィルタ</li> <li>・ 静的触媒式水素処理装置</li> <li>・ 第 1 ベントフィルタスクラバ容器</li> <li>・ 第 1 ベントフィルタ銀ゼオライト容器</li> <li>・ 圧力開放板</li> <li>・ 関連弁</li> <li>・ 関連配管</li> <li>・ コリウムシールド</li> <li>・ 炉心シユラウド</li> <li>・ シユラウドサポート</li> <li>・ 上部格子板</li> <li>・ 炉心支持金具</li> <li>・ 燃料棒支持金具</li> </ul>		①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2号機南側盛土斜面 (Ss)</li> <li>・ 高光度航空障害灯管制器 (Ss)</li> <li>・ 1号機タービン建物 (Ss)</li> <li>・ 仮設耐震構台 (Ss)</li> <li>・ 建物開口部竜巻防護対策設備 (Ss)</li> <li>・ 補助消火水槽 (Ss)</li> <li>・ 土留め工 (親杭) (Ss)</li> </ul>

①の相違  
仮設耐震構台, 補助消火水槽, 土留め工 (親杭): 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備: 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
\*: 記載の適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (2 1 / 3 1)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に対処するたに必要な機能が損なわれないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	・原子炉建物燃料取替格納ブロアウトパネル閉止装置 (6)非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電設備 A-デ イゼル燃料貯蔵タンク ・非常用ディーゼル発電設備 B-デ イゼル燃料貯蔵タンク ・高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備 ・ディーゼル燃料貯蔵タンク ・ガスタービン発電機 (ガスタービン機関) ・ガスタービン発電機 (調速装置) ・ガスタービン発電機 (非常調速装置) ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機 (発電機)	・機器・配管等の支持構造物 ・電気計装設備等の支持構造物	・排気筒の基礎【S s】 ・原子炉建物【S s】 ・廃棄物処理建物【S s】 ・緊急時対策所【S s】 ・ガスタービン発電機建物【S s】 ・低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽【S s】 ・B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽【S s】 ・ガスタービン発電機用軽油タンク基礎【S s】	・1号機排気筒【S s】 ・2号機南側切取斜面【S s】 ・2号機西側切取斜面【S s】 ・1号機原子炉建物【S s】 ・1号機タービン建物【S s】 ・1号機廃棄物処理建物【S s】 ・燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備【S s】 ・緊急時対策所周辺斜面【S s】

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (2 2 / 3 5)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に対処するたに必要な機能が損なわれないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	・制御棒案内管 ・原子炉圧力容器 ・低圧注水配管 (原子炉圧力容器内部) ・給水スパーージャ ・差圧検出・ほう酸水注入系配管 (テ イより N11 ノズルまでの外管) ・差圧検出・ほう酸水注入系配管 (原 子炉圧力容器内部) ・排気筒 (非常用ガス処理采用) ・遠隔手動弁操作機構 ・第1ベントフイルタ格納構造 ・配管遮断 ・原子炉建物燃料取替格納ブロアウト トパネル閉止装置 ・主蒸気管トンネル室ブロアウト パネル (6)非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電設備 A-デ イゼル燃料貯蔵タンク	・機器・配管等の支持構造物	・排気筒の基礎【S s】 ・原子炉建物【S s】	・1号機排気筒【S s】 ②

②の相違  
\* : 記載の適正化  
燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備 :  
波及的影響を及ぼすおそれのある該当設備がないため削除  
③の相違  
主蒸気管トンネル室ブロアウトパネル :  
第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (2/3/1)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に対処するたに必要機能に損なわれるおそれのないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であつて常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスタービン発電機 (防磁装置)</li> <li>・ ガスタービン発電機 (保護継電装置)</li> <li>・ 緊急時対策用燃料地下タンク</li> <li>・ 間連配管</li> <li>・ 230V 系充電器 (常用)</li> <li>・ BI-115V 系充電器 (SA)</li> <li>・ SA 用 115V 系充電器</li> <li>・ A-115V 系蓄電池</li> <li>・ B-115V 系蓄電池</li> <li>・ BI-115V 系蓄電池 (SA)</li> <li>・ SA 用 115V 系蓄電池</li> <li>・ A-115V 系充電器</li> <li>・ B-115V 系充電器</li> <li>・ 緊急用メタクラ</li> <li>・ SA ロードセンタ</li> <li>・ SA1 コントローラセンタ</li> <li>・ SA2 コントローラセンタ</li> <li>・ SA 電源切替盤</li> <li>・ 重大事故検出警</li> <li>・ メタクラ切替盤</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンクへガスタービン発電機) 【S s】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免震重要機遮断壁 【S s】</li> <li>・ ガスタービン発電機建物周辺斜面 【S s】</li> <li>・ 復水貯蔵タンク遮断壁 【S s】</li> </ul>

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (2/3/5)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に對して重大事故等に対処するたに必要機能に損なわれるおそれのないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であつて常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用ディーゼル発電機 B-デ</li> <li>・ イーゼル燃料貯蔵タンク</li> <li>・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</li> <li>・ ディーゼル燃料貯蔵タンク</li> <li>・ ガスタービン発電機 (ガスタービン機関)</li> <li>・ ガスタービン発電機 (調速装置)</li> <li>・ ガスタービン発電機 (非常調速装置)</li> <li>・ ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ</li> <li>・ ガスタービン発電機用軽油タンク</li> <li>・ ガスタービン発電機用サービスタンク</li> <li>・ ガスタービン発電機 (発電機)</li> <li>・ ガスタービン発電機 (防磁装置)</li> <li>・ ガスタービン発電機 (保護継電装置)</li> <li>・ 緊急時対策用燃料地下タンク</li> <li>・ 間連配管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気計装設備等の支持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃物処理建物 【S s】</li> <li>・ 緊急時対策所 【S s】</li> <li>・ ガスタービン発電機建物 【S s】</li> <li>・ 低圧炉心格納槽 【S s】</li> <li>・ B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽 【S s】</li> <li>・ ガスタービン発電機用軽油タンク基礎 【S s】</li> <li>・ ガスタービン発電機用サービスタンク基礎 【S s】</li> <li>・ ガスタービン発電機 (発電機)建物周辺斜面 【S s】</li> <li>・ 復水貯蔵タンク遮断壁 【S s】</li> <li>・ 仮設耐震構台 【S s】*</li> </ul>	

①の相違  
仮設耐震構台:「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

②の相違  
\*: 記載の適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (23/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に 対して重大事故 等に対処するた めに必要な機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	2. 常設重大事故緩和 設備 重大事故等対処設備 のうち、重大事故が 発生した場合におい て、当該重大事故の 拡大を防止し、又は その影響を緩和する ための機能を有する 設備であつて常設の もの	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急用メタクラ接続プラグ盤</li> <li>高圧発電機車接続プラグ取納箱</li> <li>充電器電源切替盤</li> <li>メタルクラッド開閉装置 1E</li> <li>メタルクラッド開閉装置 2E</li> <li>緊急時対策所発電機接続プラグ盤</li> <li>緊急時対策所低圧母線盤</li> <li>補助駆動用燃料設備</li> <li>非常用ディーゼル発電設備 A-デ ィーゼル燃料貯蔵タンク</li> <li>非常用ディーゼル発電設備 B-デ ィーゼル燃料貯蔵タンク</li> <li>高圧炉心スプレィ系ディーゼル発 電設備 ディーゼル燃料貯蔵タン ク</li> <li>ガスタービン発電機用軽油タンク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器・配管等の支 持構造物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排気筒の基礎 【Ss】</li> <li>B-ディーゼル燃 料貯蔵タンク格 納槽【Ss】</li> <li>ガスタービン発電 機用軽油タンク 基礎【Ss】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号機西側切取基面 【Ss】</li> <li>燃料移送ポンプエリ ア竜巻防護対策設 備【Ss】*</li> <li>ガスタービン発電機 建物周辺斜面 【Ss】</li> <li>復水貯蔵タンク差 壁【Ss】</li> </ul>

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (24/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 Ss による地震力に 対して重大事故 等に対処するた めに必要な機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	2. 常設重大事故緩和 設備 重大事故等対処設備 のうち、重大事故が 発生した場合におい て、当該重大事故の 拡大を防止し、又は その影響を緩和する ための機能を有する 設備であつて常設の もの	<ul style="list-style-type: none"> <li>230V 系充電器 (常用)</li> <li>BI-115V 系充電器 (SA)</li> <li>SA 用 115V 系充電器</li> <li>A-115V 系蓄電池</li> <li>B-115V 系蓄電池</li> <li>BI-115V 系蓄電池 (SA)</li> <li>SA 用 115V 系蓄電池</li> <li>A-115V 系充電器</li> <li>B-115V 系充電器</li> <li>緊急用メタクラ</li> <li>SA ロードセンタ</li> <li>SA1 コントローラセンター</li> <li>SA2 コントローラセンター</li> <li>SA 電源切替盤</li> <li>重大事故操作盤</li> <li>メタクラ切替盤</li> <li>緊急用メタクラ接続プラグ盤</li> <li>高圧発電機車接続プラグ取納箱</li> <li>充電器電源切替盤</li> <li>メタルクラッド開閉装置 1E</li> <li>メタルクラッド開閉装置 2E</li> </ul>		①	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物開口部竜巻防護 対策設備【Ss】*</li> <li>浄化槽【Ss】</li> <li>緊急時対策所敷地下 斜面【Ss】</li> <li>土留め工 (親杭) 【Ss】*</li> </ul>

①の相違  
建物開口部竜巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

浄化槽、緊急時対策所敷地下斜面、土留め工(親杭)：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

②の相違  
\*1：記載の適正化  
燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備：波及的影響を及ぼすおそれのある該当設備がないため削除

③の相違  
メタルクラッド開閉装置 2C, メタルクラッド開閉装置 2D：第2回補正申請以降の対象設備の設備名称変更に伴う適正化

緊急時対策所発電機接続プラグ盤、緊急時対策所低圧母線盤：第2回補正申請以降の対象設備の設備名称変更に伴う適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (25/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
基準地震動 S s による地震力に 対して重大事故 等に対処するた めに必要な機能 が損なわれるお それのないよう 設計するもの	2. 常設重大事故緩和 設備 重大事故等対処設備 のうち、重大事故が 発生した場合におい て、当該重大事故の 拡大を防止し、又は その影響を緩和する ための機能を有する 設備であって常設の もの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードセンタ</li> <li>・コントローラセンタ</li> <li>・動力変圧器</li> <li>・230V 系直流盤 (常用)</li> <li>・115V 直流盤</li> <li>・HPAC 直流コントローラセンタ</li> <li>・SA 対策設備用分電盤 (2)</li> <li>・緊急時対策所 発電機接続プラグ 盤</li> <li>・緊急時対策所 低圧受電盤</li> <li>・緊急時対策所 低圧母線盤</li> <li>・緊急時対策所 低圧分電盤 1</li> <li>・緊急時対策所 低圧分電盤 2</li> <li>・緊急時対策所 無停電交流電源表 置</li> <li>・緊急時対策所 無停電分電盤 1</li> <li>・緊急時対策所 直流 115V 充電器</li> </ul>	・機器・配管等の支 持構造物	・排気筒の基礎 【S s】	・2号機西側切取床面 【S s】 <sup>②</sup>

②の相違  
\* : 記載の適正化

③の相違  
ロードセンタ等 : 第2回補正申請以降の対  
象設備の追加に伴う適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (24/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
標準地震動Ssによる地震力に對して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であつて常設のもの	(8) 非常用取水設備 ・ 取水槽 ・ 取水管 ・ 取水口	—	—	・ 取水槽ガントリクレーン【Ss】 ・ 1号機排気筒【Ss】

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (26/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
標準地震動Ssによる地震力に對して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの	2. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であつて常設のもの	・ 非常用ディーゼル燃料貯蔵タンク ・ 高圧炉心スプレイスターバイパス燃料貯蔵タンク ・ 高圧炉心スプレイスターバイパス燃料貯蔵タンク ・ ガスタービン発電機用軽油タンク  (8) 非常用取水設備 ・ 取水槽 ・ 取水管 ・ 取水口	—	・ B-1ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽【Ss】 ・ ガスタービン発電機用軽油タンク基礎【Ss】	・ ガスタービン発電機建物周辺斜面【Ss】 ・ 復水貯蔵タンク差込壁【Ss】 ②
			—	—	・ 取水槽ガントリクレーン【Ss】 ・ 1号機排気筒【Ss】

②の相違  
\* : 記載の適正化



表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (25/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
耐震設計上の分類 静的地震力又は共振のおそれのある設備については弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものによる地震力に対して十分に耐えうる設計のもの	3. 常設耐震重要重大事故防止設備以外 の常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール水位・温度 (SA) ・燃料プール水位 (SA) ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む) ③	電気計装設備等の支持構造物	原子炉建物 (Sc)	—
		(2) 計測制御系統施設 ・無線通信設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・ADS用N2ガス減圧弁二次側圧力 ③	電気計装設備等の支持構造物	原子炉建物 (Sc) ・制御室建物 (Sc) ・緊急時対策所 (Sc)	—
		(3) 放射線管理施設 ・原子炉二次遮蔽 ・補助遮蔽 (原子炉建物) ・補助遮蔽 (制御室建物)	—	原子炉建物 (Sb) ・制御室建物 (Sb)	—
		(4) 非常用取水設備 ・取水槽 ・取水管 ・取水口	—	—	—

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (27/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
耐震設計上の分類 静的地震力又は共振のおそれのある設備については弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものによる地震力に対して十分に耐えうる設計のもの	3. 常設耐震重要重大事故防止設備以外 の常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの ③	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール水位・温度 (SA) ・燃料プール水位 (SA) ・燃料プール監視カメラ (SA) ・燃料プール監視カメラ用冷却設備 ③	電気計装設備等の支持構造物	原子炉建物 (Sc)	—
		(2) 原子炉冷却系統施設 ・関連弁 ・原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル	機器・配管等の支持構造物	原子炉建物 (—)	—
		(3) 計測制御系統施設 ・無線通信設備 (固定型) (1号機設備, 1, 2, 3号機共用) ・衛星電話設備 (固定型) (1, 2, 3号機共用) ③	電気計装設備等の支持構造物	原子炉建物 (Sc) ・制御室建物 (Sc) ・緊急時対策所 (Sc)	—
		(4) 放射線管理施設 ・原子炉二次遮蔽 ・補助遮蔽 (原子炉建物) ・補助遮蔽 (制御室建物)	—	原子炉建物 (Sb) ・制御室建物 (Sb)	—

③の相違  
燃料プール監視カメラ (SA), 燃料プール監視カメラ用冷却設備: 第2回補正申請以降の対象設備の細分化に伴う適正化  
関連弁, 原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル: 第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化  
無線通信設備 (固定型) (1号機設備, 1, 2, 3号機共用), 衛星電話設備 (固定型) (1, 2, 3号機共用): 第2回補正申請以降の対象設備の設備名称変更に伴う適正化  
ADS用N2ガス減圧弁二次側圧力, N2ガスポンベ圧力: 第2回補正申請以降の対象設備の削除に伴う適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (28/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	相互的影響を考慮すべき設備
静的地震力又は共振のおそれのある設備については弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものによる地震力に対して十分に耐えうる設計のもの	3. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 ③	(5) 原子炉格納施設 ・原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル  (6) 非常用取水設備 ・取水槽 ・取水管 ・取水口	—	・原子炉建物【一】	—

③の相違  
原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル：第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (26/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう設計する、又は十分に耐えることができるように設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準値) 設計基準対象施設のうち、重大事故等に機能する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・ 残留熱除去系熱交換器 ・ 残留熱除去ポンプ ・ 関連配管 ・ 関連弁 ・ 高圧炉心スプレイポンプ ・ 高圧炉心スプレイ系ストレート ・ 低圧炉心スプレイ系ストレート ・ 原子炉隔離時冷却ポンプ ・ 原子炉隔離時冷却系ストレート ・ 原子炉補機冷却系熱交換器 ・ 原子炉補機海水ポンプ ・ 原子炉補機海水ポンプ ・ 原子炉補機冷却系サージタンク ・ 原子炉補機海水ストレート ・ 高圧炉心スプレイ補機冷却系熱交換器 ・ 高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ	・ 機器・配管等の支持構造物 ・ 原子炉圧力容器支持スカート	・ 取水槽【S s】 ・ 原子炉建物【S s】 ・ タービン建物【S s】 ・ 屋外配管ダクト (タービン建物) ~放水槽【S s】 ・ 原子炉圧力容器ベデスタル【S s】	・ ガンマ線遮蔽壁【S s】 ・ 耐火壁【S s】 ・ 原子炉ウエルシールドブラグ【S s】 ・ 燃料プール冷却ポンプ室冷却機【S s】 ・ 原子炉浄化系補助熱交換器【S s】 ・ タービン補機海水系配管【S s】 ・ 給水系配管【S s】 ・ タービンヒータドレン系配管【S s】 ・ タービン補機冷却系熱交換器【S s】 ・ 消火系配管【S s】 ・ 取水槽海水ポンプエリア竜巻防護対策設備【S s】

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (29/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう設計する、又は十分に耐えることができるように設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準値) 設計基準対象施設のうち、重大事故等に機能する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・ 残留熱除去系熱交換器 ・ 残留熱除去ポンプ ・ 関連配管 ・ 関連弁 ・ 高圧炉心スプレイポンプ ・ 高圧炉心スプレイ系ストレート ・ 低圧炉心スプレイ系ストレート ・ 原子炉隔離時冷却ポンプ ・ 原子炉隔離時冷却系ストレート ・ 原子炉補機冷却系熱交換器 ・ 原子炉補機海水ポンプ ・ 原子炉補機海水ポンプ ・ 原子炉補機冷却系サージタンク ・ 原子炉補機海水ストレート ・ 高圧炉心スプレイ補機冷却系熱交換器 ・ 高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ	・ 機器・配管等の支持構造物 ・ 原子炉圧力容器支持スカート	・ 取水槽【S s】 ・ 原子炉建物【S s】 ・ タービン建物【S s】 ・ 屋外配管ダクト (タービン建物) ~放水槽【S s】 ・ 原子炉圧力容器ベデスタル【S s】	・ ガンマ線遮蔽壁【S s】 ・ 耐火壁【S s】 ・ 原子炉ウエルシールドブラグ【S s】 ・ 燃料プール冷却ポンプ室冷却機【S s】 ・ 原子炉浄化系補助熱交換器【S s】 ・ タービン補機海水系配管【S s】 ・ 給水系配管【S s】 ・ タービンヒータドレン系配管【S s】 ・ タービン補機冷却系熱交換器【S s】 ・ 消火系配管【S s】 ・ 取水槽海水ポンプエリア竜巻防護対策設備【S s】

①の相違  
液体廃棄物処理系配管:「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

②の相違  
取水槽海水ポンプエリア竜巻防護対策設備:竜巻, 火山, 溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (27/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適応する地震力に対して、重大事故等に対処するためには必要と思われるが、おそれのないよう設計する、又は十分に耐えることができるよう設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準仕様) 設計基準対象施設のうち、重大事故等に機能を提供する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機冷却系サージタンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機海水ストレージ</li> <li>・原子炉圧力容器</li> <li>・炉心シュラウド</li> <li>・シュラウドサポート</li> <li>・上部格子板</li> <li>・炉心支持板</li> <li>・燃料支持金具</li> <li>・制御棒案内管</li> <li>・ジェットポンプ</li> <li>・原子炉格納容器</li> <li>・配管貫通部</li> <li>・高圧炉心スプレイスパージヤ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系配管 (原子炉圧力容器内部)</li> <li>・低圧炉心スプレイスパージヤ</li> <li>・低圧炉心スプレイ系配管 (原子炉圧力容器内部)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>②</li> <li>②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取水槽ガントリクレーン【S s】</li> <li>・1号機排気筒【S s】</li> <li>・除じん機【S s】</li> <li>・取水槽循環水ポンプエリア竜巻防護対策設備【S s】</li> <li>・2号機南側切取斜面【S s】</li> <li>・2号機西側切取斜面【S s】</li> <li>・1号機タービン建物【S s】</li> </ul>

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (30/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適応する地震力に対して、重大事故等に対処するためには必要と思われるが、おそれのないよう設計する、又は十分に耐えることができるよう設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準仕様) 設計基準対象施設のうち、重大事故等に機能を提供する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機冷却系サージタンク</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機海水ストレージ</li> <li>・原子炉圧力容器</li> <li>・炉心シュラウド</li> <li>・シュラウドサポート</li> <li>・上部格子板</li> <li>・炉心支持板</li> <li>・燃料支持金具</li> <li>・制御棒案内管</li> <li>・ジェットポンプ</li> <li>・原子炉格納容器</li> <li>・配管貫通部</li> <li>・高圧炉心スプレイスパージヤ</li> <li>・高圧炉心スプレイ系配管 (原子炉圧力容器内部)</li> <li>・低圧炉心スプレイスパージヤ</li> <li>・低圧炉心スプレイ系配管 (原子炉圧力容器内部)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①</li> <li>②</li> <li>②</li> <li>②</li> <li>①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床ドレン系配管【S s】</li> <li>・取水槽海水ポンプエリア防護対策設備【S s】</li> <li>・取水槽ガントリクレーン【S s】</li> <li>・1号機排気筒【S s】</li> <li>・除じん機【S s】</li> <li>・取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備【S s】</li> <li>・2号機南側切取斜面【S s】</li> <li>・2号機西側切取斜面【S s】</li> <li>・1号機タービン建物【S s】</li> <li>・仮設耐震構台【S s】*</li> </ul>

①の相違  
床ドレン系配管, 仮設耐震構台: 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

②の相違  
取水槽海水ポンプエリア防護対策設備, 取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備: 竜巻, 火山, 溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更

\*: 記載の適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (28/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適応して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう十分に耐えることができるように設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準値) 設計基準対象施設のうち、重大事故等に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(2) 計測制御系統施設 ・ 給水スバーージャ ・ 残留熱除去ポンプ出口圧力 ・ 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ・ 残留熱除去系熱交換器入口温度 ・ 残留熱除去系熱交換器出口温度 ・ 残留熱除去ポンプ出口流量 ・ 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ・ 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ・ 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ・ 原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力 ・ RCW熱交換器出口温度 ・ RCWサージタンク水位 (3) 原子炉格納施設 ・ 残留熱除去系熱交換器 ・ 残留熱除去ポンプ ・ 残留熱除去系ストレートレーナ ・ ドライウエルスプレイ管 ・ サプレッションチェンバースプレイ管	・ 電気計装設備等の支持構造物	・ 原子炉建物【Ss】 ②	・ 1号機排気筒【Ss】 ・ 2号機南側切取斜面【Ss】 ・ 2号機西側切取斜面【Ss】
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適応して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう十分に耐えることができるように設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準値) 設計基準対象施設のうち、重大事故等に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(2) 計測制御系統施設 ・ 給水スバーージャ ・ 残留熱除去ポンプ出口圧力 ・ 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ・ 残留熱除去系熱交換器入口温度 ・ 残留熱除去系熱交換器出口温度 ・ 残留熱除去ポンプ出口流量 ・ 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ・ 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ・ 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ・ 原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力 ・ RCW熱交換器出口温度 ・ RCWサージタンク水位 (3) 原子炉格納施設 ・ 残留熱除去系熱交換器 ・ 残留熱除去ポンプ ・ 残留熱除去系ストレートレーナ ・ ドライウエルスプレイ管 ・ サプレッションチェンバースプレイ管	・ 機器・配管等の支持構造物	・ 原子炉建物【Ss】 ②	・ 原子炉ウエルシールドブラグ【Ss】 ・ 1号機排気筒【Ss】 ・ 2号機南側切取斜面【Ss】

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (31/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適応して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう十分に耐えることができるように設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準値) 設計基準対象施設のうち、重大事故等に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(2) 計測制御系統施設 ・ 給水スバーージャ ・ 残留熱除去ポンプ出口圧力 ・ 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ・ 残留熱除去系熱交換器入口温度 ・ 残留熱除去系熱交換器出口温度 ・ 残留熱除去ポンプ出口流量 ・ 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ・ 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ・ 低圧炉心スプレイポンプ出口流量	・ 電気計装設備等の支持構造物	・ 原子炉建物【Ss】 ②	・ 建物開口部竜巻防護対策設備【Ss】* ・ 放水槽【Ss】* ・ ディーゼル燃料貯蔵タンク室【Ss】* ・ 土留め工 (親杭)【Ss】*
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適応して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう十分に耐えることができるように設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準値) 設計基準対象施設のうち、重大事故等に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(2) 計測制御系統施設 ・ 給水スバーージャ ・ 残留熱除去ポンプ出口圧力 ・ 低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ・ 残留熱除去系熱交換器入口温度 ・ 残留熱除去系熱交換器出口温度 ・ 残留熱除去ポンプ出口流量 ・ 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ・ 高圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ・ 低圧炉心スプレイポンプ出口流量	・ 電気計装設備等の支持構造物	・ 原子炉建物【Ss】 ②	・ 1号機排気筒【Ss】* ・ 2号機南側切取斜面【Ss】* ・ 2号機西側切取斜面【Ss】* ・ 仮設耐震構台【Ss】* ・ 建物開口部竜巻防護対策設備【Ss】* ・ 土留め工 (親杭)【Ss】*

①の相違  
建物開口部竜巻防護対策設備：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

放水槽，ディーゼル燃料貯蔵タンク室，土留め工（親杭），仮設耐震構台：「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

②の相違  
\*：記載の適正化

③の相違  
原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力等：第2回補正申請以降の対象設備の削除に伴う適正化



表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (29/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適応される地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように設計する、又は十分に耐えることができるように設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準仕様) 設計基準対象施設のうち、重大事故等に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	・ 関連弁 ・ 関連配管 ・ 原子炉格納容器 ・ 配管貫通部 (4) 非常用電源設備 ・ 非常用ディーゼル発電設備 (ディーゼル機関) ・ 非常用ディーゼル発電設備 (調速装置) ・ 非常用ディーゼル発電設備 (非常調速装置) ・ 非常用ディーゼル発電設備 (冷却水ポンプ) ・ 非常用ディーゼル発電設備 (空冷ため) ・ 非常用ディーゼル発電設備 (ディーゼル燃料デイトタンク) ・ 非常用ディーゼル発電設備 (A-ディーゼル燃料移送ポンプ) ・ 非常用ディーゼル発電設備 (B-ディーゼル燃料移送ポンプ)	・ 機器・配管等の支持構造物 ・ 電気計装設備等の支持構造物	・ 排気筒の基礎【S s】 ・ 原子炉建物【S s】 ・ タービン建物【S s】 ・ B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽【S s】 ・ 屋外配管ダクト (タービン建物)【S s】 ・ 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク)【S s】	・ 2号機西側切取斜面【S s】 ② ・ グランド蒸気排ガスフィルタ【S s】 ・ 1号機排気筒【S s】 ・ 2号機南側切取斜面【S s】 ② ・ 2号機西側切取斜面【S s】 ② ・ 1号機タービン建物【S s】 ② ・ 燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備【S s】 ② ・ 復水貯蔵タンク遮断壁【S s】 ②

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (32/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適応される地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように設計する、又は十分に耐えることができるように設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準仕様) 設計基準対象施設のうち、重大事故等に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(3) 原子炉格納施設 ・ 残留熱除去系熱交換器 ・ 残留熱除去ポンプ ・ 残留熱除去系ストレーナ ・ ドライウェルステブレイ管 ・ サプレッションチェンバースブレイ管 ・ 関連弁 ・ 関連配管 ・ 原子炉格納容器 ・ 配管貫通部 (4) 非常用電源設備 ・ 非常用ディーゼル発電設備 (ディーゼル機関) ・ 非常用ディーゼル発電設備 (調速装置)	・ 機器・配管等の支持構造物	・ 原子炉建物【S s】 ② ①	・ 原子炉ウェルシールドプラダ【S s】 ・ 1号機排気筒【S s】 ② ・ 2号機南側切取斜面【S s】 ② ・ 2号機西側切取斜面【S s】 ② ・ 仮設耐震構台【S s】 ① ・ 建物開口部竜巻防護対策設備【S s】 ・ 土留め工 (親杭)【S s】 ② ・ グランド蒸気排ガスフィルタ【S s】 ・ 1号機排気筒【S s】 ②

①の相違  
仮設耐震構台、土留め工 (親杭) : 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部竜巻防護対策設備 : 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
\* : 記載の適正化

燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備 : 竜巻、火山、溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更



表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (30/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適応される地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう設計する、又は十分に耐えることができるよう設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち、重大事故等に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ディーゼル発電設備 (発電機)</li> <li>・非常用ディーゼル発電設備 (助磁装置)</li> <li>・非常用ディーゼル発電設備 (保護継電装置)</li> <li>・高圧炉心スプレイスライシ系ディーゼル発電設備 (ディーゼル機関)</li> <li>・高圧炉心スプレイスライシ系ディーゼル発電設備 (調速装置)</li> <li>・高圧炉心スプレイスライシ系ディーゼル発電設備 (非常調速装置)</li> <li>・高圧炉心スプレイスライシ系ディーゼル発電設備 (冷却水ポンプ)</li> <li>・高圧炉心スプレイスライシ系ディーゼル発電設備 (空気だめ)</li> <li>・高圧炉心スプレイスライシ系ディーゼル発電設備</li> <li>・ディーゼル燃料ダイタンク</li> </ul>			

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (33/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適応される地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう設計する、又は十分に耐えることができるよう設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち、重大事故等に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ディーゼル発電設備 (非常調速装置)</li> <li>・非常用ディーゼル発電設備 (冷却水ポンプ)</li> <li>・非常用ディーゼル発電設備 (空気だめ)</li> <li>・非常用ディーゼル発電設備 (ディーゼル燃料ダイタンク)</li> <li>・非常用ディーゼル発電設備 (A-ディーゼル燃料移送ポンプ)</li> <li>・非常用ディーゼル発電設備 (B-ディーゼル燃料移送ポンプ)</li> <li>・非常用ディーゼル発電設備 (発電機)</li> <li>・非常用ディーゼル発電設備 (助磁装置)</li> <li>・非常用ディーゼル発電設備 (保護継電装置)</li> <li>・高圧炉心スプレイスライシ系ディーゼル発電設備 (ディーゼル機関)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・タービン建物【Ss】②</li> <li>・B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽【Ss】</li> <li>・屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒)【Ss】</li> <li>・屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)【Ss】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号機南側切取斜面【Ss】*</li> <li>・2号機西側切取斜面【Ss】*</li> <li>・1号機タービン建物【Ss】*</li> <li>・ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備【Ss】</li> <li>・復水貯蔵タンク施設壁【Ss】*</li> <li>・仮設耐震構台【Ss】*</li> <li>・建物開口部電巻防護対策設備【Ss】*</li> <li>・土留め工 (親杭)【Ss】*</li> </ul>

①の相違  
仮設耐震構台、土留め工 (親杭) : 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で修正したことによる反映

建物開口部電巻防護対策設備 : 「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」の資料で対応する主な上位クラス施設を明記したため波及的影響を考慮すべき施設の列に追記

②の相違  
ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備 : 電巻、火山、溢水の複数の目的で設置する屋外の防護対策設備の名称が適切に表現できていなかったことによる名称変更

\* : 記載の適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (31/31)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように設計する。又は十分に耐えることができるように設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準仕様) 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧炉心スプレイレイ系ディーゼル発電設備</li> <li>・高圧炉心スプレイレイ系ディーゼル発電設備 (発電機)</li> <li>・高圧炉心スプレイレイ系ディーゼル発電設備 (励磁装置)</li> <li>・高圧炉心スプレイレイ系ディーゼル発電設備 (保護継電装置)</li> <li>・関連弁</li> <li>・関連配管</li> <li>・高圧炉心スプレイレイ系蓄電池</li> <li>・高圧炉心スプレイレイ系充電器</li> </ul>			

注① 間接支持構造物のみへの波及的影響があるもの。

②

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (34/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないように設計する。又は十分に耐えることができるように設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準仕様) 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧炉心スプレイレイ系ディーゼル発電設備 (調速装置)</li> <li>・高圧炉心スプレイレイ系ディーゼル発電設備 (非常調速装置)</li> <li>・高圧炉心スプレイレイ系ディーゼル発電設備 (冷却水ポンプ)</li> <li>・高圧炉心スプレイレイ系ディーゼル発電設備 (空気だめ)</li> <li>・高圧炉心スプレイレイ系ディーゼル発電設備</li> <li>・高圧炉心スプレイレイ系ディーゼル発電設備 (燃料ダイタンク)</li> <li>・高圧炉心スプレイレイ系ディーゼル発電設備</li> <li>・高圧炉心スプレイレイ系ディーゼル発電設備 (発電機)</li> <li>・高圧炉心スプレイレイ系ディーゼル発電設備 (励磁装置)</li> <li>・高圧炉心スプレイレイ系ディーゼル発電設備 (保護継電装置)</li> <li>・関連弁</li> </ul>			

②の相違  
\*1: 記載の適正化

表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 (35/35)

耐震設計上の分類	機能別分類	設備	直接支持構造物	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適応される地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計する、又は十分に耐えることができるように設計するもの	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連配管</li> <li>・ 高圧炉心スプレイ系蓄電池</li> <li>・ 高圧炉心スプレイ系充電器</li> <li>・ <b>メタルクラッド開閉装置 HPCS</b></li> <li>・ <b>動力変圧器 HPCS</b></li> <li>・ <b>コントローラセンタ HPCS</b></li> </ul>			

注 ②: 間接支持構造物のみへの波及的影響があるもの。

②

③の相違  
メタルクラッド開閉装置 HPCS 等: 第2回補正申請以降の対象設備の追加に伴う適正化

②の相違  
\*: 記載の適正化